

平成18年から実施される司法試験について，論文式による筆記試験の 選択科目の選定に関する意見募集の実施結果について(受理意見の概要)

科 目	意 見	件 数	具 体 的 な 意 見 の 内 容
選 択 科 目 全 般	賛 成	27	<p>選択科目の選定に賛成する。選択科目は，多様な社会において，個性豊かな法曹を養成し，社会に輩出していくための一つの効果的な制度でありうる。今回の選定は，従来からある労働法，倒産法，国際法などに加えて，財産法等企業法務の側面の強い法律だけでなく，現代社会の市民法として環境法を選定するなど，優れた選定である。法科大学院及び新司法試験は，始まったばかりの制度であり，試行錯誤の中でより洗練された制度にしていく必要があるが，さしあたりの選定として高く評価したい。</p> <p>候補にあげられた8科目は，いずれも21世紀のこれからの法曹に相応しいものといえる。</p> <p>8科目については，いずれも選択科目となるにふさわしいものとする。また，「知的財産法」は，特許法，著作権法，商標法などを，「経済法」は，独占禁止法及びその関連法を，「国際関係法（公法系分野）」は，国際法（国際公法），国際人権法及び国際経済法を，「国際関係法（私法系分野）」は，国際私法，国際民事手続法及び国際取引法を対象との限定は概ね適当。</p> <p>パブリック・コメントの対象として提案されている8科目については，実社会における重要性が増している分野が含まれていること，人・モノ・金・情報・サービスが国境を越えて行き交う，グローバル化時代の要請に応えようとしていることから，妥当なもの。</p> <p>実務的な重要性や社会におけるニーズ，法科大学院のカリキュラム上の位置づけ，試験科目としての範囲の明確性や教育内容の体系化・標準化の状況などを勘案すると，8科目は，おおむね妥当な選択と評価することができる。</p> <p>8科目については，21世紀の司法を担う法曹に必要な資質を判断する科目として適切であり，また，多くの法科大学院において開設されている科目であることから，選択科目とすることが適当。</p> <p>列挙された各科目については，法分野としての成熟度，大学院の講座数と単位数の動向，試験実施の実際上の制約（試験委員の確保など），受験生の平等と自発性を重視するなどといった観点から，選択科目として妥当。</p> <p>新司法試験の選択科目として示された科目群は，いずれも日本社会の変化に対応できる専門性のある法曹を養成するという観点では法科大学院における教育における先端性・応用性の柱に合致するものとして適切。</p>

科 目	意 見	件 数	具 体 的 な 意 見 の 内 容
知的財産法	賛 成	1 3	<p>今後、知的財産立国を目指すわが国において増大する知財関連の法的サービスの需要に質量ともに対応しうる法曹養成システムの構築は、国家的に重要な課題となっている。</p> <p>知的財産の保護強化が国家レベルで推進され、これをめぐる法的紛争が多発している昨今、知的財産法に通じた法曹の輩出が急務となっている。</p>
	その他		<p>「特許法、著作権法、商標法などを対象とする」と説明されているが、これでは範囲が広すぎる。「特許法と著作権法を対象とする」とすることで、知的財産法の核心は満たしているので、出題範囲として十分である。</p> <p>法科大学院における目的は、中心法令の基本原則を理解し、他の法令の理解に資するようにし、事例研究を介して応用力を養成し、法理実務家となった時に、実際の事案を解決する段階で各法律の理解ができるようにすることをもって足るとする他にない。このような視点で知的財産法を司法試験選択科目にする場合には、基本原則の理解に資する範囲をもって同科目の範囲とすることが相当。</p> <p>知財法に強い法曹としての本格的な訓練、研修は、OJTや、大学院等における職業法曹向けのリカレント教育にゆだねた方が適切であり、司法試験では、知財法の根幹をなす法令の基礎的知識と体系的理解を問うべきである。こうした観点から、出題範囲とする具体的な法令は、特許法、実用新案法、商標法、意匠法、著作権法、不正競争防止法とし、さらに体系的理解を問うために、知財法の総論的な問題も出題範囲とすべき。</p> <p>基本的な問題にすべきであり、余り細かい手続の問題は避けるべきである。</p> <p>商標登録制度や営業秘密の保護と不正競争防止法とが表裏一体の関係にあることから、不正競争防止法もこの試験科目の対象範囲に含めることを明記することが望ましい。</p> <p>一般に「知的財産法」の名の下にくられる法分野は、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法、著作権法など非常に多岐にわたっていること、また、個々の法分野で習得すべき知識も少なくないことから、他の科目との均衡を図るべく、出題範囲や内容を限定する何らかの方策が必要。具体的には、出題範囲を特定の分野（例えば、極めて重要性の高い特許法及び著作権法のみ）に限定するという方法、あるいは、出題範囲としては一応、上記の法分野をすべて含むものとしながら、実際の試験においては、特定の分野を中心に出题するという方法があり得る。</p> <p>範囲を最も代表的な知的財産法科目である特許法と著作権法の二つに限定するか、あるいは、特許法、著作権法、商標法から各1問ずつ出題された計3問から2問選択するという方法によるか、いずれかが適切である。</p> <p>試験科目は、知的財産法としては特許法、商標法、不正競争防止法及び著作権法のみとする。</p> <p>他の選択科目と比較して範囲が広すぎるため、出題範囲を相応に限定すべきである。出題は2問ということであれば、具体的な科目も、特許と著作権法（あるいは、特許法と著作権法のグループと特許法と商標法のグループとすることでも良い）の2法なりに限定されるべきである。</p> <p>出題範囲としては、特許法、著作権法及び不正競争防止法とすることが適切である。</p> <p>「知的財産法」は、著作権法と工業所有権法（特許法など）に大別でき、権利の発生、権利の性格等に大きな違いがあるので、出題に際しては、一方に偏することなく、両法領域から出題すべき。工業所有権法の領域は、複数の法律を含み、説によって外延に違いがあるので、特許法、商標法に限定するなど、その出題範囲をあらかじめ受験生に示すことを検討すべき。</p> <p>出題範囲をある程度絞り、受験生にあらかじめ提示することが適切。具体的には、出題範囲は、基本的な法律である「特許法、著作権法、商標法、意匠法、実用新案法、不正競争防止法及びこれらに関連する法令」とし、特定分野のみに関連する国内法（種苗法、半導体集積回路の回路配置に関する法律など）、条約（パリ条約、ベルヌ条約、マドリッドプロトコールなど）等は、範囲から外してよい。</p>

科 目	意 見	件 数	具 体 的 な 意 見 の 内 容
労 働 法	賛 成	7	<p>労働法は多くの国民にかかわる法領域であり、さらに、近時は労働訴訟の数も増え、今般、労働審判法が制定され、2年後には労働審判制度が実施されることから明らかなように、今後、労働関係紛争の増加が見込まれており、これを処理する体制を整えることが急務となっている。</p>
	その他		<p>「労働法」については、併せて「社会保障法」を入れることも考慮すべきではないか。</p> <p>出題範囲としては、労働基準法や判例上の労働契約法理などによって形成される個別的労働関係法と、労働組合法を中心とする団体的労使関係法をカバーすることが考えられる。労働市場の分野（職業安定法、雇用保険など）は実務的な重要性が高まってきたが、法理論的な蓄積は不十分であり、労働法の講義でとりあげていない大学も多いと考えられるので、出題範囲に含めるのは適切でない。</p> <p>雇用関係法をめぐる紛争の増加が予想され、法科大学院での講義も雇用関係法が中心となると考えられる。そこで、試験の出題範囲については、雇用関係法をめぐる問題に比重をおきつつ、例えば、労働協約と労働契約の効力関係などの論点において、労使関係法との接合的な出題をするなどといった配慮が望まれる。</p>

科 目	意 見	件 数	具 体 的 な 意 見 の 内 容
租 税 法	賛 成	1 5	<p>近年、外国企業の進出を初めとして、大企業による租税訴訟が増加してきている。また、この1、2年、大企業が当事者となった租税訴訟では、国が敗訴する事案が増加しつつある。これは、弁護士として訴訟代理人を務める方々の多くが、アメリカの優れたロースクールにおいて租税法の教育を受けており、その主張には、租税の基礎理論に根ざした優れたものがあり、これに対応する国税庁や法務局検事が遅れをとっているという印象。裁判官についても同様であり、生起するあらたな問題に対処するためには、租税事件を担当して初めて実用書や裁判例を参照するのみでは十分ではなく、柔軟な学生時代に、法科大学院において、租税法の考え方を身につけておく必要がある。さらに、企業法務を専門とする法律家にとって、ビジネスの決定を行うために、租税法の考え方の理解・修得は不可避。企業経営にとって、租税（法人税のみでも40%）のコストを無視できない。租税法は、企業活動の結果のみをみて、会計技術により対応すればたりるものではなく、企業の意味決定の段階で重要な判断要素となっている。企業会計を知らないで租税法を学ぶことは無理であり、したがって、租税法を司法試験の科目とするのは不相当であるという意見がある。たしかに、企業会計を知るとは租税法の理解にも有益なところがあるが、法曹に期待されるのは、租税法の解釈・適用における基本的考え方であり、厳密に計算をすることが要求されるわけではない。国民生活及び企業活動に大きな影響を与える租税法に対して、法科大学院や実務法律家の世界でも、強い関心をもつべき。税制改正に対して、法律専門家としての立場から意見を述べ、あるいは、実際に、将来的に、租税法立法に関与できるように、租税政策や立法論について研さんを積んでおくべき。</p> <p>税務訴訟の広がりなどから非常に需要が多いにもかかわらず、税務の技術的側面から弁護士の弱い分野。したがって、十分に納税者の弁護がなされていない。</p> <p>最近の弁護士の仕事をみていると、アメリカと同じく企業弁護士が増えており、弁護士の仕事に占める税のウェイトがどんどん増えている。しかしながら、弁護士の資格は持っていても、税を体系的には勉強したことがないという人が極めて多いのが実情。</p>
	反 対	2	<p>租税法は歴史が浅い科目であるとともに、昨今の租税法分野の急激な拡大はその対象とすべき領域を爆発的にひろげており、結果として、「租税法」という科目がどのような分野を対象とするかということについて、教育の現場で、全国的なコンセンサスがあるとは言い難い状況であり、「租税法」を選択科目として取り上げることは、現時点では望ましくない。</p> <p>「租税法」を司法試験科目とすることは不相当である。「租税法」は、「税法」という名称で講義される例も多いことからうかがわれるように、各大学により内容に大きな差異があり、科目としての範囲の明確性を欠いている。また、研究者各々は体系化に努めてきたが、その標準化には至っていない。こうした差異、あるいは多様性は、「租税法」が重要な領域として急速に発展していることから生ずるものであり、試験制度によって標準化を強いることは、その発展を阻害する。「租税法」は、民商法や行政法等の法分野との関連が密であるため、独立した科目として試験問題を作成するには無理がある。試験の実施や試験を前提とする教育のために必要な教員も著しく不足している。</p>
	その他		<p>試験範囲については、第一案は、租税法総論（国税通則法（租税争訟法を含む））と所得税に絞るべき。第二案は、一問は租税法総論から出し、あと一問は、個別税法を3～4個ぐらいに限定して、問題を3～4出し、その中から受験生が選択回答するという方式。</p> <p>出題範囲は、いかなる法科大学院においても取り上げられるであろうと考えられる分野、すなわち、「所得税」「法人税」及び「租税法総論」に限られるべき。この場合、「法人税」からは法人組織税制及び連結納税制度を除く必要がある。「相続税・贈与税」は「租税法」の授業において必ずしも取り上げられる分野ではないが、国民生活との密接なかわり、又は、職業法曹として最低限必要な知識に含まれるという観点からは、出題範囲に加えられることも検討されてよい。これに反して、手続、争訟、処罰にかかわる法分野、又は、国際課税、地方税などの分野については、出題範囲から除くべき。</p> <p>出題範囲を限定することが必要。出題範囲としては、税法の基礎理論と所得税、法人税、消費税の基幹税についての課税理論（仕組みの根拠）に限定すべき。</p> <p>試験範囲を伝統的な、総論（租税法主義や税法の解釈と適用を中心とする部分）手続法（納税義務の成立、確定、調査、納付、徴収及び争訟に関する部分）の部分に限定し、高度に専門技術的な内容は排除せざるを得ない。課税要件各論（所得税法、法人税法等の個別実体税法）は、対象外とすべきである。</p>

			<p>租税法の範囲が極めて広い以上、受験者の負担、他の選択科目との公平を考え、範囲につき適切な限定がなされるべき。租税法総論、争訟法のほか、実定税法の範囲を、当面民事実務において重要度の高い所得税法と相続税法（特に所得税と相続税の課税要件）に限定するという案が検討に値する。法人税法も試験範囲から外すべき。国際課税も、範囲に含めるのは不適當。</p> <p>租税法のカバーする範囲は極めて広いので、どこまでが出題範囲とされるのかを何らかの形で示すことが望ましいと考える。適切な出題範囲としては、まず法人税法、所得税法が考えられるが、さらに消費税法も含めてよいかと思われる。</p> <p>具体的な出題範囲としては、重要性及び社会的ニーズから、所得税・法人税・消費税の主要三国税を中心とする実体法を、総論部分の議論と併せて取り上げるべき。ただし、主要三国税も非常に範囲が広いので、さらに限定が必要。</p> <p>「租税法」の名称は、租税に税以外の負担金、手数料等を含むとの解釈があること、実定税法（国税通則法第1条）において税法の用語を使用していることから、「税法」に修正することが望ましい。</p> <p>「租税法」を司法試験選択科目に採用することは望ましいのみならず、むしろ要求されているものと考え、その出題範囲を限定するとしても、実施は他の科目よりも2年ないし3年程度繰り延べることが適當ではないか。</p>
倒産法	賛成	6	倒産処理手続の社会的重要性は大きく、また、倒産法の理解が実体法の理解の深化にも資するという教育上の効果も重要である。
	反対	1	民事訴訟法との関連が強く、独自の科目として出題すべきではない。
	その他		<p>金融法（あるいは証券取引法）なども含めて範囲を広げることが必要。</p> <p>試験範囲は、破産法及び民事再生法とすべきである。破産法及び民事再生法は、それぞれ清算型及び再建型の基本的な倒産処理手続を対象とする法律であり、実務的にニーズが大きく、理論的にも重要である。他方、会社更生法等、他の倒産関係諸法は、いずれも、専門性が高く、やや特殊な対象を取り扱うものであるなどの理由から、採り入れることは妥当でない。</p> <p>破産法、及び民事再生法を範囲とし、会社更生法、商法の会社整理及び特別清算については範囲内としない。かつ民事再生法についても、いわゆる個人債務者再生（給与所得者再生、小規模個人再生に関する部分・同法中第10章及び同第13章）については範囲外とすること。出題形式については、事例処理形式の問題とすること。</p> <p>破産法のほかに、民事再生法と会社更生法も出題範囲に含めることが好ましいが、会社更生法については、その内容をすべて詳細にわたって理解していることを受験生に要求するのは酷なので、概要を理解していれば足りる程度の出題にとどめることが適當。</p> <p>倒産法の概念はまだ確立したものではなく、どの範囲を指すものか特定が必要。仮に多くの倒産関係法を列挙すると、試験の範囲としては膨大な、特に他の選択科目に比し広大な範囲を問題とすることになり、適當ではなく、基本原理を問うようにするため、特定の法律名を掲げて、範囲の限定を図るべき。</p>

科 目	意 見	件 数	具 体 的 な 意 見 の 内 容
経 済 法	賛 成	18	<p>企業法務においては、日本の独占禁止法だけでなくアメリカ反トラスト法およびEU競争法がグローバル経済化により、企業間競争のルールとして重要性を増してきている。</p> <p>経済法は、現在、競争的な市場環境の整備に伴い、日本経済において文字通り「経済憲法」としてその重要性が広く認識されている。その結果、法曹実務においても、独占禁止法をはじめとする経済法の重要性が高まりつつある。特に、最近では、グローバル化の進展に伴い、渉外法務において、日本の独占禁止法に関連する実務が急速にその重要性を増しつつあるのが現状。</p> <p>今日では、経済法の重要性は実務面でも顕著であり、企業実務を含む経済実務及び法律実務の両面において経済法的知見は必須のものとなってきている。</p> <p>日本では企業活動に必要な法的支援と教育が十分に行われず、それが、一方では日本企業がグローバルに事業を展開する上での障害となり、他方では法令違反による不祥事の多発と経済諸制度の機能不全をもたらしたとの反省が、法科大学院構想の主要な契機であり、推進力であったことを考えれば、ビジネスロー関連科目が重視されるのは自然かつ必要なこと。そして、そのビジネスローにおける最も根本的な科目が経済法の中核を占める独占禁止法である。企業間取引においては、独占禁止法への抵触が常に問題となる。とりわけ、企業買収、企業提携、国際合併、企業間の継続的取引契約などにおいては、独占禁止法を知らずに実務を行うことは不可能。知的財産法は独占禁止法と不即不離の関係に立ちつつ展開するものであり、独占禁止法を知らずして、知的財産のライセンスや訴訟実務は遂行できない。新たな法領域として重要性が認識されている消費者法においても、その重要な部分が、独占禁止法若しくは独占禁止法の法原理によって規律されている。このように、独占禁止法は、重要な展開先端科目としてのビジネス関連科目群の核となり、消費者法を学ぶ際にも中心的位置を占める。基本六法を学習しただけでは理解できない独自の原理を持っている。従来、日本の法曹界において、独占禁止法の基本的な法原理を適切に理解する者が少なかったことは否定できない事実。それが日本のビジネスローの限界となっていた。適切な助言が得られず、新たなビジネスモデルの展開を断念するなど、いたずらに硬直的な対応を余儀なくされた企業も多かった。その一方で、一般消費者や不当な手段で排除された事業者らの権利は、擁護されないままであった。独占禁止法に通じた人材の不足が、一方で企業活動を不必要に萎縮させ、他方では規制されるべき不当な行為を放置する、不都合を生み出してきた。</p> <p>独占禁止法は、「国内における自由経済秩序を維持・促進するため制定された経済活動に関する基本法」であり、「同法は経済活動に携わる事業関係者に等しく守られなければならないもの」(平成5年12月14日東京高等裁判所判決)である。また、今後の我が国の課題として、公正かつ自由な経済社会の構築が挙げられる中で、市場経済における基本的ルールとして、独占禁止法を中心とする経済法の役割はますます重要なものとなっている。例えば、近年次のような動きがみられており、これに伴い、独占禁止法を中心とした経済法に精通した裁判官、弁護士等法曹へのニーズが拡大している。大多数の法科大学院においても経済法又は独占禁止法に係る科目が開設されているところであり、その教育内容についても広く体系化・標準化が進んでいる。</p>
	反 対	1	<p>独禁法だけなら重要な条文は一桁。これで一科目とはいかにも有利すぎる。また、国際法、租税法、知的財産法といった選択科目と比較しても、範囲が狭い。問題を2問出すとして、消費者法など、他の科目と合併すべき。</p>
	その他		<p>経済法の範囲について、「独占禁止法及びその関連法を対象とする」と限定することは妥当である。金融法や情報通信法のような経済規制法一般に経済法を拡大することは範囲を広げすぎ、受験生への過大負担となる。ただし、規制法と独占禁止法の関係についての理論的な一般的検討は、出題範囲に含めることが妥当である。独占禁止法の「関連法」は、「景品表示法」と「下請法」である。この二法については出題を独占禁止法との関係についての位置付けを問う設問にとどめることが妥当である。「独占禁止法」だけで十分な量の内容があるので、「景品表示法」と「下請法」の個別規定については出題範囲に含めない旨を明記することが望まれる。</p> <p>国際経済法を含むものとすべきである。</p> <p>不正競争防止法を「経済法」の範囲に置くか、あるいは「知的財産法」に位置付けるかという問題があり、両法分野から接近が可能であるが、担当する行政庁に係る事情等の諸般の事情にかんがみれば、現状では「知的財産法」に含めることが妥当。</p> <p>試験範囲は、独占禁止法、下請法(下請代金支払遅延等防止法)、景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)、官製談合防止法(入札談合等関与の排除及び防止に関する法律)とすべきである。公正取引委員会の審決及びガイドライン等が実務上重</p>

要な役割を果たしているので、判決だけでなく、これらも取り込んで出題を工夫することが必要。

「関連法」は下請代金法や景品表示法を指すと思われるが、司法試験の段階では、「経済法」に「関連法」まで含めず、その中心的存在であって、もっとも重要性の高い独占禁止法に限定することが、より望ましい。

試験範囲としては独占禁止法、景品表示法、下請法等とすべき。

関連法といっても、下請法や景表法について、微細な事柄まで設問の対象にするのでは、受験者に知識偏重の過大な学習を強いることになる。仮に、両法について出題するとしても、せいぜい両法が手続的な迅速性等を達成するために独占禁止法の特別法として制定されたという制定の趣旨や両法で禁止している行為が独占禁止法上の取引上の優越的地位の濫用や不当な顧客誘引という不公正な取引方法の行為類型から派生したものであるといった基本的事項を問う程度でなければならない。独占禁止法と個別の業法の関係について詳細な設問をすることは、受験者に知識偏重の過大な学習を強いることになる。主要な審判決に関連して、独占禁止法の基本的な解釈上の問題として出題するのが限度。

「関連法」の範囲については、種々の見解があり得るので、出題の対象となる範囲をさらに明確化することが必要。

「経済法」には消費者保護関連法も含めるべきである。

「経済法」は、独占禁止法及びその関連法を対象とするものです。」とされているが、国際的調和の観点から「競争法」に変更し、(注2)は、「競争法」は、独占禁止法及びその関連法である景品表示法と下請法を対象とするものです。」に変更することがベター。

科 目	意 見	件 数	具 体 的 な 意 見 の 内 容
国際関係法 (公法系分野)	賛 成	2 9	<p>グローバル化の進展する中、国際関係法(公法系分野)において、国際法(国際公法)、国際人権法とならび国際経済法が含まれていることは極めて高く評価されるべき。国際関係法(公法系分野)の中に国際経済法が含まれることは、渉外法務実務における国際経済法の重要性を適切に反映するもの。</p> <p>「国際関係法(公法系分野)」を選択科目の候補とし、同分野に国際人権法が加えられていることに敬意を表し支持する。日本が締約国となっている人権条約の数は益々増加しており、これに伴って国内法の改正や新規立法が行われている。また、国内裁判所でも、人権条約を援用した裁判事例が急増している。さらに、自由権規約委員会など人権条約の実施機関の判断の集積も進んでおり、それらは条文解釈などにおいて、次第に国内裁判所において無視できない要因となりつつある。国内法の解釈・適用を考える上でも、国際人権法の理解がこれからの日本の法曹にとって必要不可欠となっている。以上のことを考慮すると、「国際関係法(公法系分野)」を新司法試験の選択科目として採用し、その中に国際人権法を位置づけることが必要。個々の人権条約の細目にわたる解釈・適用に立ち入ることなく、人権諸条約の基本的知見や基本的特徴に対する理解を問うような問題にその範囲をしぼるのが適当。日本社会の国際化の進展、とりわけ経済・情報分野におけるグローバル化に応じて、新たな法曹の養成においても、国際化に対応できる幅広い視野と国際感覚をもった人材の育成が強く求められている。以上の意味で、法曹を志す者が国際人権法を学習することは、今後の日本の国際化にとってますます必要になる。</p> <p>「国際関係法(公法系分野)」を選択科目とすることに賛成。また、その範囲を「国際法(国際公法)、国際人権法及び国際経済法を対象とする」ことにも賛成。「国際人権法」は、人権に関する「国際法」を取り扱うものであり、「国際法(国際公法)」の一部というべき。しかし、「国際人権法」を「国際法(国際公法)」の一部ととらえるかどうかはともかく、「国際人権法」を「国際関係法(公法系分野)」の対象とすることは当然であり、妥当。「国際経済法」を「経済法」の一分野ととらえる見方もあるが、「国際関係法(公法系分野)」の一部ととらえるべき。</p> <p>国際関係法を、主として国と国との関係を扱う国際公法、国際経済法と、主として国際的な広がりを持つ民商事事件を扱う国際取引法、国際私法、国際民事手続法に二分することは、そこで扱われる内容、他の科目とのバランス、学習上の便宜等からみて、妥当。具体的な試験範囲の画定に際しては、「公法系」「私法系」という看板にとられる余り、内容の不自然な分断が生じないよう留意すべきであり、そのような誤解を避ける意味では、単なる公法系、私法系ではなく、「国際公法・経済法系分野」「私法・取引法系分野」というような名称にすることも検討の余地がある。</p> <p>国際関係法(公法系分野)は、新司法試験選択科目に含めるべきであり、国際人権法はその範囲に含まれるべきである。</p>
	反 対	9	<p>国際公法、国際人権法、国際経済法がすべて1つの試験に含まれると、試験範囲が膨大なものとなり、受験生の負担が極めて重くなるので、国際公法と国際人権法、または国際公法と国際経済法の2つの選択科目とすべきであり、それによって質量ともに適切な試験科目を作ることができる。</p> <p>「国際関係法(公法系分野)」、「国際関係法(私法系分野)」は範囲が広すぎる。それぞれ(注2)に掲げられた個別科目(国際公法、国際人権法、国際経済法、国際私法、国際民事手続法、国際取引法など)に分割すべき。</p> <p>「国際関係法(公法系分野)」は、試験の選択科目にするほどの重要性はないのではないか。もちろん国際公法・国際人権法などの知識は新たに法曹となる人が知っておくべき分野の一つであるが、例えば、知的財産法や国際関係法(私法系分野、国際取引法を含む)、労働法などと比べると、国際公法・国際人権法は訴訟実務において頻繁に用いるというほどのものではない。これは国際経済法(GATT・WTOなどの国際貿易に関する法や国際独禁法を念頭においている)についても同様。</p> <p>国際関係法(公法系分野)については、ニーズが極めて限られているものと考えられ、この分野の専門知識を有することで法曹資格を認めるのは、他の分野とのバランス上問題。</p> <p>国際関係法(公法系分野)・国際関係法(私法系分野)・環境法の3科目については、知的財産法・労働法・租税法・倒産法・経済法の5科目と異なり、対象となるべき法律等が必ずしも体系化されておらず、多くの法律等の複合的領域であるから、試験対象となされる分野を限定することが難しく、逆に限定され場合には、その限定された範囲を対象とする教育に力が注がれるおそれがあり、その科目の本来の意義を喪失させる事態が生ずることが懸念される。</p> <p>国際関係法(私法系分野)及び国際関係法(公法系分野)について、A.国際法 B.国際私法・国際民事手続法 C.国際取引法・国際経済法の3つの科目に再構成するべ</p>

き。国際法（国際公法）と国際私法・国際民事手続法の区分は、体系的な区分であるが、国際取引法と国際経済法とはこの体系的な区分とは別の視点から、すなわち、国際取引・国際通商に機能的に關係する法規範の総体という、機能的な観点からの整理。したがって、国際取引法や国際経済法に含まれる法規範には、国際公法、国際私法、我が国の民商法、税法その他、諸外国の同種の法など、雑多のものが含まれる。このような状況にあるのに、国際取引法を国際私法・国際民事手続法とともに国際關係法（私法系分野）、国際経済法を国際關係法（公法系分野）に強引にまとめると、国際取引法・国際経済法の性格に反する出題とならざるを得ない。

国際關係法を私法と公法に分けて2科目を新司法試験科目とする案については疑問。今日、最も要請されているのは国際取引法の分野。

その他

司法実務において、国際人権法、国際経済法のみが特別に重要な役割を果たしているということは必ずしもいえない。特に国際経済法については、国内経済法分野との関連が強く、従来から国際公法とは異なる発展過程を経ており、国際公法とは別の科目として取り上げられ、いまだ体系が明確に定まっていな分野であって、試験科目として掲げるのに無理がある。仮に国際経済法と呼ばれる分野を試験の範囲に入れるとするなら、その実質的内容を明示する方がより適切。また、人権關係の国際文書は近年増大してきており、これを試験科目についての注記として加えることは、受講・受験体制において、受験生に新たに受験科目が1科目増えるほどの大きな負担がかかる。以上のような観点からすれば、注記とはいえ、現時点で国際人権法と国際経済法を特記することは疑問。国際關係法(公法)分野では、国際公法と国際人権法、国際経済法を並列的に並べるのではなく、国際公法の中で特に留意すべき分野として、いくつかの分野を挙げるべき。その際にも、内容範囲の記載について、「国際人権法」はそのままでも理解しうるが、「国際経済法」は「国際貿易法、国際投資法」と替え、また「国際海洋法、国際人道法」を追加するのが適当。

そもそも国際人権法は学問的に国際公法の一分野であると位置づけられており、あえて「国際人権法を対象とする」という記載を付記することは、受験生にとっても法科大学院での担当者にとっても、極めてミスリーディングな記載。国際公法と国際経済法との關係については、統一した見解が醸成される段階にはない。学問的状況としても、国際経済法の位置づけ・評価が一定していない段階で、注記で、国際關係法の中に、留保なくして国際経済法を位置づけることについては、やはり、懸念がある。

国際人権法の出題に当たっては個々の人権条約の細目にわたる解釈・適用に立ち入ることなく、人権諸条約に共通の知見及び固有の内容を有する人権条約の基本的特徴点に対する理解を問うような範囲に問題をしぼる必要がある。国際経済法については、選択科目として国際關係法（公法系）を受験する学生の負担、日本の法曹にとっての重要性、教科書等の学習資料の充実度を考え、専らGATT/WTOの通商ルールおよびWTO紛争解決手続のみをその出題範囲とすべき。

国際關係法公法系分野のうち少なくとも選択科目としての国際公法の出題範囲は、国際人権法、国際経済法、海洋法、国際刑事法、国際環境法など、個別の科目によって範囲を限定するのではなく、それら各個別分野における国際法の解釈適用を考える際に共通する国際法の基本概念なり基本原理を取り上げるような問題を出題するように限定することを明示する必要がある。すなわち国家管轄権（ここには主権免除から執行管轄権、立法管轄権の抵触問題、域外適用原理など国内法令の適用範囲の問題が入る）や、国際法と国内法の關係（国際法の国内的効力、直接適用可能性など）、国家責任法などに、すべての国際法領域に共通するような問題を出題するというような形での範囲の限定が必要。場合によっては出題は国際公法に一本化することも考えられる。他方、特に国際人権法や国際経済法については、これを国際公法とは別途に出題して受験者の選択にゆだねることは、学部における国際公法の履修を誘導する意味でやはり重要。

国際關係法（公法系分野）の対象はおおむね妥当と考えるが、最近の国際的な環境保護や生物多様性保護の要請の高まりと環境法の科目開設状況とを考え合わせると、国際環境法を国際法の一部として取り入れるのが望ましい。

国際経済法は、国際法（国際公法）及び国際人権法と規律原理を異にすることから、この科目から除外し、経済法に含めるべきである。この場合、名称としては、国際法ないし国際公法として、国際人権法を含むと注をつける。

国際経済法については、EU法の一部すなわちEU域内市場法を選択問題として出題することが望ましい。

「国際人権法」の出題範囲について次のように考える。まず、人権の国際的保障の歴史、国際社会における人権觀念の展開（人権と平和・自決権との關係、自由権と社会権の不可分性の觀念の消長など）、国連における人権保障機關、国連における条約外の人権保護手続、人権諸条約の基本的構造（カタログ、制約事由における憲法との相違、諸手続とその機能など）などは、現在の実定法現象を理解する上でも最低限必要な基礎的知識であり、範囲に含まれるべき。さらに、人権条約の基本的特徴（国家

の義務の種類と性格，留保の取扱い，解釈原理など），人権条約の実施手続（政府報告検討手続，個人通報手続，条約実施機関の一般的意見，最終所見など）といったことも，実定法現象の中核として，範囲とすることが適切。また，とりわけ日本の国内法実務及び判例動向を意識して，国際人権法の重要な実体的問題（差別禁止条項，刑事手続における最小限保障，ノンフルマン原則など）を，さらに，国内法との交錯にかかわって，国際法（国際公法）との融合的分野として，人権条約の国内的効力と直接適用可能性，人権条約と憲法・法律との序列などを，出題範囲とすることも適切。

国際法（国際公法），国際人権法及び国際経済法を対象とすると，その範囲は多岐にわたり広すぎるため，受験生が問題を選択できるようにするなど，出題方式を工夫すべきである。

科 目	意 見	件 数	具 体 的 な 意 見 の 内 容
国際関係法 (私法系分野)	賛 成	1 4	<p>国際化は時代のすう勢であり、日本の国際化が遅れていることを考えると、国際関係が公法系と私法系と二科目になっているのは適切。国際私法と国際民事手続法は疑いもなく非常に重要で、国際取引法を考える上で常に前提となる分野。しかし、国際取引の法律問題を決定するのは実体法であって、前提の準拠法選択と手続のルールだけでは解決できない。国際私法と国際民事手続法が、国際取引法を考える上での不可欠の前提であることから、国際私法と国際民事手続法を国際取引法と合体させる考えは非常に合理的。</p> <p>国際関係法を、主として国と国との関係を扱う国際公法、国際経済法と、主として国際的な広がりを持つ民商事事件を扱う国際取引法、国際私法、国際民事手続法に二分することは、そこで扱われる内容、他の科目とのバランス、学習上の便宜等からみて、妥当。具体的な試験範囲の画定に際しては、「公法系」「私法系」という看板にとられる余り、内容の不自然な分断が生じないよう留意すべきであり、そのような誤解を避ける意味では、単なる公法系、私法系ではなく、「国際公法・経済法系分野」「私法・取引法系分野」というような名称にすることも検討の余地がある。私法系分野との関係では、国際私法と国際民事訴訟法のみで一科目とし、国際取引法は別にすべきとの意見が主張されているようだが、国際私法と国際民事訴訟法だけでは、他の科目に比して内容が少ないことは否めず、バランスを欠くことが懸念される。原案のように、試験範囲としてもこれらを一体とすることが望ましい。</p>
	反 対	5	<p>「国際関係法(公法系分野)」、「国際関係法(私法系分野)」は範囲が広すぎる。それぞれ(注2)に掲げられた個別科目(国際公法、国際人権法、国際経済法、国際私法、国際民事手続法、国際取引法など)に分割すべき。</p> <p>国際関係法(公法系分野)・国際関係法(私法系分野)・環境法の3科目については、知的財産法・労働法・租税法・倒産法・経済法の5科目と異なり、対象となるべき法律等が必ずしも体系化されておらず、多くの法律等の複合的領域であるから、試験対象となされる分野を限定することが難しく、逆に限定され場合には、その限定された範囲を対象とする教育に力が注がれるおそれがあり、その科目の本来の意義を喪失させる事態が生ずることが懸念される。</p> <p>国際関係法(私法系分野)及び国際関係法(公法系分野)について、A.国際法 B.国際私法・国際民事手続法 C.国際取引法・国際経済法の3つの科目に再構成すべき。国際法(国際公法)と国際私法・国際民事手続法の区分は、体系的な区分であるが、国際取引法と国際経済法とはこの体系的な区分とは別の視点から、すなわち、国際取引・国際通商に機能的に關係する法規範の総体という機能的な観点からの整理。したがって、国際取引法や国際経済法に含まれる法規範には、国際公法、国際私法、我が国の民商法、税法その他、諸外国の同種の法など、雑多のものが含まれる。このような状況にあるのに、国際取引法を国際私法・国際民事手続法とともに国際関係法(私法系分野)、国際経済法を国際関係法(公法系分野)に強引にまとめると、国際取引法・国際経済法の性格に反する出題とならざるを得ない。</p>
	その他		<p>国際私法、国際民事手続法とならんで国際取引法が挙げられているが、前2者が古くから学問分野として確立しており、試験科目として適切であるのに対し、国際取引法は外縁がはっきりしない。国際取引法を受験科目にすべきかと問うた場合、学問領域としての境界の不明確さ、時代による陳腐化・内容変化の速さ、教師個人の得意分野によってカバーする内容のずれ、といった批判をまぬかれない。国際取引法を国際関係法(私法)から外して単独独立の選択科目とするべき。万が一それができない場合でも、受験科目として成立するために、国際取引法については対象範囲を明快に絞り込み、試験範囲となる対象法令を明記して試験科目にすべき。国際私法には国際家族法・相続法が伝統的分野として中世以来の伝統を誇っているが、これと国際取引法との接点は見いだし難い。これは国際家族法に対する配慮不足。</p> <p>国際関係法(私法系分野)が対象とする国際取引法について、出題範囲を明確化するためにも、伝統的分野であり、今後も中核的分野であり続けるであろう貿易取引を対象とすべき。またそれを明らかにするため「国際動産取引法」又は「貿易取引法」との呼称を用いるのがより適当。</p> <p>国際取引法を試験科目に入れることには消極。国際取引法は、根拠となる法令や条文がないので、そもそもそれが何をさすのかについては漠然としており、「国際取引法」の名前で出されているテキストの項目の中には、国際民事手続法や国際経済法が入っている場合が多い。このように元来対象となる範囲があいまいである上に、その対象が広くてなかなかカバーしきれないために、「国際取引法」のテキストも、その扱う範囲は著者の得意分野を中心として、内容的にばらつきがある。</p> <p>国際関係法(私法系分野)は、日本企業の国際市場における製品・サービス・投資</p>

等の国際ビジネス活動に関連する以下の法令，条約，経済紛争・法律係争の解決に重点を置くために、「国際取引法」に「国際関係法（公法系分野）」の中の「国際経済法」の一部（国際ビジネス活動に係る協定・ルール）を取り込んでほしい。

(a) 国際ビジネス活動を規制する国際貿易の法理論・ルール（条約，特に，WTO（国際貿易機関）協定・ルールを含める）

(b) 国際取引契約の法理論

(c) 国際ビジネス活動に伴い発生する経済紛争・法律紛争の解決の法律手続
また，家族法を除いた「国際私法」とすべき。

当該科目の対象として「国際取引法」を含めていることには，以下のような問題があり不適切。まず，国際取引法はそもそも体系化がなされておらず，全国的規模の統一試験のための試験科目としての適格性には欠けている。仮に国際取引法を試験科目に導入するとしても，試験の対象となる事項を明確に提示することが不可欠。国際取引法において習得されるべき，契約の準拠法や国際裁判管轄・仲裁の合意といった基礎的な問題は，国際私法各論（財産法）及び国際民事手続法において従来から取り扱われているものであり，国際取引法を試験科目として掲げるまでもなく，国際私法・国際民事手続法の中で出題することができる。また，国際取引法を独立して掲げることによって，相対的に，国際家族法分野の比重を低下させる結果を生んでいる。

「国際取引法」といわれる法分野が，その対象とする範囲が確定されておらず，きわめてあいまいなものであり，受験生にとって過重な負担を課す。実務上国際取引法の必要性は認識しており，それがために多くの法科大学院で国際取引法の科目が開設されていることは歓迎すべきこととだが，そのこととこの科目が試験科目としての適性を有しているかは別異に考慮されるべき問題。

国際私法・国際民事訴訟法・国際取引法の3科目を1つにまとめることは，試験の対象範囲が過度に広がりすぎるため，適当ではない。「国際私法」及び「国際民事訴訟法」の2科目をまとめて1科目とした上で，この科目を新司法試験の選択科目とすることが妥当であり，国際取引法は範囲から除外すべき。仮に，3科目をひとまとめにするとするれば，国際民事訴訟法，国際取引法の試験範囲を限定する必要がある。

国際取引法は，国際ビジネスに着目して設定された科目であり，法の側から見れば，極めて多くの法分野にわたっており，完結した体系的ディシプリンがなく，担当者によりその内容が異なるのが常である。「国際関係法（私法系分野）」から国際取引法を分離し，国際私法・国際民事手続法を内容とすることが妥当である。

「国際取引法」の内容の広範性ないし範囲の不確実性が問題となる。国際取引法の総論部分は国際私法の範囲に含まれるとの考えから，この点を明確にした上で国際取引法を試験範囲から外すか，あるいは，国際取引法を試験範囲に含める場合には，対象とする契約類型を（例えば知的財産権に関する国際ライセンス契約等に）限定するか，いずれかの方法が望ましい。また，国際取引法の範囲を明確化した上で，国際私法，国際民事手続法及び国際取引法から計3問出題し2問選択とするということも検討に値する。

国際私法及び国際民事手続法を一つの選択科目とすることには賛成するが，国際取引法をその中に一緒に入れることには反対。原案の通り，国際私法及び国際民事手続法とともに国際取引法を含めて「国際関係法（私法系分野）」となるとすれば，国際取引法の内容を厳密に定義することによって，その範囲があいまいであるゆえに生じかねない問題を小さくすべき。国際取引法を定義するとすれば，次のように，法の側から定義すべきである。日本が締約国となっている私法分野の統一法条約。例えば，国際海上物品運送法，国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約。確立した国際商慣習法。例えば，国際商業会議所の作成しているINCOTERMSなどの諸規則。日本の私法系の法律の国際取引事案への適用。例えば，会社法，消費者契約法，特定商取引に関する法律などの国際取引事案への適用。

他の選択科目と比較して範囲が広過ぎるため，国際私法については，財産法に，また，国際民事手続法については，財産関係事件に限定する。より早い段階から仲裁法になじませるために，国際商事仲裁法を追加することを提案する。

国際私法・国際民事手続法は独立の司法試験選択科目として採用するにふさわしいが，「国際関係法（私法系分野）」に国際取引法も含むとされていることについては，重大な懸念を表さざるを得ない。国際取引法は，国際取引という事象に着目して設定された科目であり，法の側から見れば，国際私法，国際民事手続法，民商法，独占禁止法，知的財産法，環境法，輸出入管理法，WTO関係条約，租税法など極めて多くの法分野にまたがるものとなっている。そして，法科大学院の講義等の担当者の相当部分は実務家又は元実務家であり，それぞれの講義内容は大きな相違がある。要するに，国際取引法には一貫したディシプリンがなく，法科大学院の科目名としては同じであっても，その具体的内容は大きく異なる。「国際関係法（私法系分野）」から国際取引法を分離し，国際私法・国際民事手続法を内容とするものとすることを希望する。そうならなかった場合，国際取引法の内容をできるだけ厳密に定義することを条件に，国際私法・国際民事手続法とともに「国際関係法（私法系分野）」に入れて選択

科目とする。試験範囲は、例えば、国際取引法の内容として、次のものに限定する。
日本が締約国となっている私法分野の統一法条約。例えば、国際海上物品運送法、国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約。確立した国際商慣習法。例えば、国際商業会議所の作成しているINCOTERMSなどの諸規則、UNIDROITの作成している国際商事契約原則(ただし、これらが確立した商慣習になっているか否かは疑問なしとしない)。日本の私法系の法律の国際取引事案への適用。例えば、会社法、消費者契約法、特定商取引に関する法律などの国際取引事案への適用。

国際取引法は、国際私法及び国際民事手続法とは独立の科目とするべきである。国際関係法(私法系分野)のうち、国際取引法と国際私法及び国際民事手続法の学問的性格は異なる。国際取引法が権利義務を直接規律する実体的ルールが中心であるのに対して、国際私法及び国際民事手続法は、それぞれ法適用法、手続法であり、その意味では間接法規としての性質を有している。これらの分野を同一の科目とすると受験生の混乱を招くことは必至。むしろ今後の日本の法曹及び産業界にとっての国際取引の重要性にかんがみて、独立の科目としてもよいと考える。

国際取引法は、対象(ないし範囲)が不明確であり、50校以上の法科大学院で科目として開設されているといっても、その内容は一致しておらず、試験科目として挙げるに不適切である。

「国際関係法(私法分野)」に国際取引法を含める場合には、その範囲について限定を付す必要がある。具体的には、日本が締約国となっている統一私法条約(例えば、国際海上物品運送法、国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約など)

国際的な商慣習法とされるような統一規則(例えば、国際商業会議所の作成しているINCOTERMSなどの諸規則など) 国際取引に直接適用されるわが国の涉外実質私法(例えば、会社法や証券取引法中の規定など)

国際私法は、範囲が広すぎるので、国際取引の準拠法の決定と適用に限定する。各論は国際取引のみとし、家族法関係は除く。また学説の対立している国際私法の理論は除く。国際民事手続法は、国際民事手続は国際取引の紛争処理としての国際民事訴訟法と国際商事仲裁となる。国際倒産は倒産法に入る。国際取引法は、国際取引の枠組み(WTO協定と附属書諸協定)と紛争処理機関(DSB)の紛争処理は国際経済法に入る。国家法の域外適用や国際課税も国際経済法に入る。

国際私法(国際民事手続法を含む意味で用いる。以下同じ。)と国際取引法をそれぞれ独立の科目とすべきである。国際取引法は、その範囲の広大さから、試験範囲を限定せざるをえない。もし「国際関係法(私法系分野)」に国際私法と国際取引法の両者を含むのであれば、例えば、国際私法、国際民事手続法、国際取引法の各分野からそれぞれ大問を一つ出題し、受験者にそのうちの2問を選択させるといふように、国際私法と国際民事手続法の選択のみで足りるようにすべき。

範囲に国際取引法を加える点は、実際的要請を適切に反映したものと評価する。その場合、国際取引法は実体法としての内容が相当の比重を占めることから、出題に当たっては、国際取引法の分野で生じる事例を、国際私法、国際民事訴訟法の観点を基礎に、実務的な視点も含めて論じることが期待されるものとするなどの工夫をすべき。

国際取引法は専ら実体法と考えられており、抵触法と手続法に属する国際私法と国際民事手続法とは科目の性質が異なるから、同じ科目として扱うのは相当ではない。むしろ国際取引法が国内法、外国法、国際法の融合的・総合的な分野であり、我が国の将来の法曹にとって必要と考えるのであれば、開講科目数のいかにかわらず、独立の科目とするのも一つの見識。また、国際取引法の教科書の多くは、国際取引に対する公的規制というテーマで、国際経済法を扱っているので、国際経済法を国際取引法と一緒にして1科目とするのは合理的。

科 目	意 見	件 数	具 体 的 な 意 見 の 内 容
環 境 法	賛 成	5 2	<p>近年、環境保護に関する訴訟が多く提起され、新聞等で大きく取り上げられるほど、社会的な重要性が増している。法曹界がそのような社会の需要に対応しうするためには、法曹を担う者たちが「環境法」領域に属する実定法とその思考方法についての知識を身に付ける必要がある。新しい学問領域ではあるが、公法・私法にまたがる独自の法領域を形成している。また、「環境法」の教科書、学会の活動を見ると、学問領域として形成されたものと判断できる。</p> <p>環境に影響を与える活動をいかにコントロールするかは、地方レベル、国家レベル、地球レベルのそれぞれのレベルで今日大きな課題。コントロールの要となるのが法制度であり、それを研究する環境法は、今日の法曹人材育成においても重要な位置を占めるべき。</p> <p>環境保護に関する法制度、法的紛争の増加に伴って、訴訟も多く提起され、法令の量的増加は近年著しい。少数者、民、将来世代の法益を守ることが、法に携わる者の最も重要な使命であることにかんがみると、安全な市民生活や、その基盤を守ることを目的とする法令、法領域を重視し、選択科目に加えることが妥当。環境法は、体系書も数多くあげることができ、法領域、研究領域としての独自性、重要性は、疑いがないものとなっている。</p> <p>環境法は、弱者や将来世代の法益を守るという法律家の最も重要な使命に鑑みても、選択科目に加えることが望ましい。企業法務において、他の諸法令のコンプライアンス体制とともに、環境管理・監査体制を確立していくことは、今後ますます重要になってくるので、企業の顧問弁護士あるいは企業内弁護士は、民商法・経済法その他の諸法令とともに、環境法にも精通することが求められる。また、企業のM&Aにおいても、例えば、土壌汚染対策法の制定に伴い、従来あまり問題とされてこなかった土壌汚染リスクの評価が不可欠になったことなど、いわゆる「環境デューディリジェンス」の必要性が高まっている。弱者や将来世代の法益保護のみならず、企業法務・企業間の訴訟においても、今後は環境法の知識が不可欠のものになってくる。</p> <p>いわゆる「予備校法学」が得意とするような、法に対する深い洞察を回避して細かな知識と技術に走る試験対策が横行することは、司法制度改革の趣旨にもとる。このような観点から、環境法のごとく、政治と法との対立構造を鮮明に浮かび上がらせる法領域が選択科目中に配置されることは、是非とも必要なこと。環境法のフィールドは、民事訴訟・行政事件訴訟・住民訴訟といった幅広い訴訟類型にまたがっており、広い視野から問題解決に有効な訴訟類型を選択するという実務上極めて重要な基礎能力を試すことができる科目。</p> <p>「環境法」という分野が取り扱う問題の「総合性」。たとえば、いわゆる「自然保護（生態系保全）問題」の分野において、「自然地域の保全」に取り組もうとすれば公法的観点と私法的観点の両者が絶対に必要。また、「地球温暖化問題」では、国際的枠組み（条約）と国内的対策の整合性という観点からの検討が不可欠。さらに、どのような環境問題についても、法律だけでなく、経済的観点からの考慮や、情報・教育という観点からの検討、さらには政策的判断を欠かすことができない。このような「総合性」をもって、「環境法」はその内容や範囲が曖昧であるとする意見もあるが、これからの社会で活躍する法曹にとって重要な、「広い知見に基づき、柔軟かつ合理的に法と社会の関係を捉える」という能力を養成（あるいは評価）するに際しては、まさに環境法（そして環境問題）の持つ「総合性」を学ぶことこそが、適切なトレーニングとなる。</p> <p>現在を生きる我々世代にとっても、また我々の子孫の世代にとっても、現在、日本国として取り組む最重要課題の1つに環境保護は欠かせない。今回、環境法が選択科目として制定されたならば、今後法曹の分野で環境保護を担う人材が育ち、ひいてはそれらを通して、国家に環境保護を促し、市民に環境保護に取り組む機会を与えてくれるものと確信している。</p> <p>環境保護が我々にとって喫緊の課題であることは周知のとおりであり、日本においても近時ではその問題意識の高まりがうかがえる。事実、環境保護・環境汚染規制に関する訴訟も頻発している。しかし、環境法を適切に処理することは非常に困難であり、また適切に処理できる法曹も現時点では少ない。環境法は、確立した法的基盤の上に立っているものではないまだなく、行政法や民法の原理・システムが複雑に介在しており（例えば訴訟類型の選択など）、非常に難解。したがって、他の事件との「二刀流」では適切な事件処理が不可能であり、環境関連の事件を専門に扱えるような法曹の存在は不可欠。</p> <p>第一に、環境法の領域は多分に「市民のための法」という色彩の強い分野であり、市民活動を法的に支える法曹を目指すものにとっては、履修が望まれる法分野である。第二に、環境立国を目指す日本社会のためにも、経済分野のみならず環境分野の法にも精通した法曹の育成が今、望まれている。環境法とはすなわち、市民の生活環境を</p>

保障する側面と、経済の持続的発展の基盤となる側面の二面性を有した法領域。したがってこれを履修することにより、複眼的視野もって国民生活の向上を法的にサポートしうる法曹を養成できる。

環境保護は、日本における最重要課題であるところ、規制改革の動きのなかで、経済活動や土地利用に対する規制が緩和される傾向にある。経済的効率性を損なうことなく環境保全を実現するための法理の開発・提供が、一層重要になる。高度成長期に制定された多くの法律は、環境配慮が必ずしも十分ではない。しかし、環境配慮規定についての明文規定がないことが、それを不必要とすることを意味するとは思われない。憲法や環境基本法を踏まえた解釈論を一層充実させることによって、増加している環境紛争の処理に法的指針を与えることは、重要である。とりわけ、都市部において、土地利用をめぐる紛争が激増している。日照確保というような古典的な法益だけではなく、良好な景観や街なみという都市環境確保が問題となっている。その解決に対して、持続可能な社会という環境基本法の基本理念実現の観点から、的確な法理を提供する必要がある。環境影響評価法の制定がOECD諸国のなかで最後であったことにみられるように、日本の環境法制の整備は、先進諸国と比較して、必ずしも積極的であったというわけではない。しかし、グローバル化が進む今後においては、「環境立国」を目指す日本にとって、諸外国の環境法制の形成に主体的に寄与できるような法制度を整備することが一層重要である。

日本の未来に美しい国土が必須であることは、誰の目にも明らか。ところが、それをどのように実施していくのかについては、未だ法整備すら整っていないのが現状。法的な規制なき状況では、美しい国土への思いだけは募っても、現実を規制していくことができない。日本の未来戦略のために、若き法曹の学徒の皆さまには、ぜひとも「環境法」を学んで世にでていただきたい。

21世紀においても、環境を保全し、社会的弱者や少数者の人権を確立するための取組・実践が法律家に求められている。公害・環境問題は司法試験科目として法曹養成における教育理念の実現に最適であるとともに、理論的教育と実務的教育を架橋する最適の法曹養成教育の機会となる。「環境法」に分類される法令数は711にのぼり、極めて多数の法令が環境分野において制定されている。それをいかに制御して良好な環境を実現しこれを将来世代に継承していくかは、現世代の重要な責務であり、環境配慮を法的に求める意義は極めて大きい。環境資源の希少化と国民のニーズの向上の中で、環境基本法が規定する基本理念をいかに具体的に実現するかは、政治的な重要課題であるが、そのための手段が環境法。環境法は、現代の日本において極めて重要な役割を果たし、また果たしていくことを求められているのであり、その担い手となる環境法律家の育成が急務とされている。環境法は、1960年代から「公害法」を中心に研究がなされ、1980年代からは「環境法」をも対象として研究が積み重ねられてきた。環境法学は、独自の法原則、法原理を形成し、既に40年近い歴史のある法分野として確立している。「環境法」関係の教科書は近時多数出版され続けており、環境法学は、学問として十分な成熟度を有している。実際、教科書を見るとどの教科書も共通した論点に言及されており、環境法が一つの法分野として確立していることが分かる。都市計画法、建築基準法、廃棄物処理法、グリーン購入法、河川法、土壌汚染対策法など、環境法には現実の法律実務において遭遇する重要な法律が多数含まれ、環境法に関する基本的知識は、身近な市民相談から企業法務に至るまで広い場面で必要不可欠となっている。環境法は、国際法の分野でも目覚ましい進歩を遂げており、日本も先進国の一員としての役割を果たすことが強く求められている。環境法は、特に行政法及び民法と密接な関係を有する応用分野であり、基本科目である両法律を学ぶ者にとっては、その具体的な応用の場面として、また、基本科目を学ぶ上での適切なイメージを掴み理解を深めるのに適している。

環境運動をみる限り、運動の出口である、環境訴訟における裁判官の認識があまりにも低いと、国民の健康や人格権という面での正義が、失われている。この点を多少なりとも是正するには、日本の法曹界における環境法の理解者を増やすことは不可欠。

環境法は、現実的に重要であり、学問的固有性と訴訟手続の独自性を備え、学問としての成熟度も一定水準をクリアしている。

環境法は、公害訴訟を見れば明らかのように、人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性のかん養、向上を図り、個人の尊厳や、統治主体としての国民の在り方への洞察を高めるのに最適の科目。この特質は選定された8科目の中で環境法にこそ顕著に認められる。また、環境問題は常に進展し、様々な法制度が関係するため、既存の専門的知識を批判的に検討し、発展させていく創造的な思考力を養うのに適しているだけでなく、現実に生じた新しい具体的な環境問題を理解し解決していく必要があり、方法も定型的とはいえないため、事実即して具体的な法的問題を解決するための必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成するのに適した科目。

昨今、環境問題は、旧来のような特定地域における公害という形のみならず、環境ホルモンやシックハウスなど、いわばだれの身にも起こりうる問題として、市民の関

		<p>心が高まっている。また、特に欧米では、環境対策を行うことが企業の評価において重視されている。そのため、わが国の企業としても、国際的な競争力を維持するために、環境問題への取組を避けることはできない。一般的には環境法に対する知識と経験を備えた法曹は決して多くなく、これら社会のニーズに十分に対応できていないのが現状である。何より、我々の社会が持続的な発展をなすためには、人間と環境が共存できる社会をつくる必要があるとあり、法曹が、そのためのルールである環境法を学ぶことはまさに責務と言える。</p> <p>環境法は、選択科目として必ず指定すべき。理由は、社会的必要性から当該分野における法理が近年大きく発展していること、関連分野が多岐にわたり応用性が高いこと、ビジネス法として学ぶ必要性が高いこと、(合格者の就職先として考えられる)公務員として学ぶ必要性が高いことなどがあげられる。</p> <p>環境問題は、いうまでもなく行政、企業、マスメディア、学会、NPO、市民などあらゆるセクターが取り組むべき社会の最重要課題である。法曹界も例外ではない。</p> <p>環境法は、良好な環境を回復・保全・創造するためにますます社会的に重要な存在となっており、法律実務家にとっても、企業法務や環境紛争の解決を通じて、市民社会の健全な法基盤の支援活動を実現しうる法分野を画している。</p>
反対	8	<p>環境法は、対象領域が必ずしも明確でないのが現状であり、法科大学院によってカリキュラムに相当の違いがあることも十分想定される。このような状況においては、受験者間の公平を確保することは困難な面もあり、現時点では選択科目に入れることは時期尚早ではないか。仮に選択科目とするにしても、出題範囲の明確化、事前のアナウンスなどよほど慎重に検討する必要がある。</p> <p>環境法の専門家といえるのは2、3名しかいない、環境法というものがまだ発展途上にありその範囲も内容も明確化しているとはいえない、環境にかかわる問題は、憲法、行政法、民法で問うことが可能であることから、環境法を試験科目とするのは不適切である。</p> <p>現時点において、環境法を試験科目とすることは不適切である。環境法は、選択科目として挙げられている他の科目と違い、憲法・行政法・民法・刑法・民事訴訟法・行政学といった複合領域から成り立っているのであって、ある固定的な対象が特別法として成立しているわけではなく、独自の理念や法体系が確立される状況になっているとは言い難い。想定される領域も論者によって異なっているのが現状。環境法の専門家といえる人の数は少なく、比較的多くの法科大学院で授業が行われているようであるが、多くは非常勤や他分野を専門とする教員が担当していると推測される。</p> <p>国際関係法(公法系分野)・国際関係法(私法系分野)・環境法の3科目については、知的財産法・労働法・租税法・倒産法・経済法の5科目と異なり、対象となるべき法律等が必ずしも体系化されておらず、多くの法律等の複合的領域であるから、試験対象とされる分野を限定することが難しく、逆に限定され場合には、その限定された範囲を対象とする教育に力が注がれるおそれがあり、その科目の本来の意義を喪失させる事態が生ずることが懸念される。</p> <p>環境法が重要であることと、司法試験の選択科目として拾い上げるべきかどうかは、別の問題。</p>
その他		<p>他の選択科目とのバランスから、消費者法なども含めて範囲を広げることが必要。環境法の出題範囲はおおむね次のとおりと考えられる。なお各大学院の授業内容の調査等も行っており偏りがないようにすべきである。</p> <p>環境に関する基本法(環境基準を含む)、公害規制法(条例を含む) 資源循環に関する法(循環型社会形成に関する法と廃棄物に関する法) 自然保護に関する法 環境影響評価法(手続法など、また住民参加についての法や条例を含める) 紛争解決に関する法(行政による紛争の解決手続、司法による紛争解決手続) 非権力的環境保全手法 (公害防止協定と行政指導、ここに経済的手法による環境保全手法を入れるかについて検討すべきである) 環境リスクに関する法、PRTR法など 地方公共団体の環境保全に関する条例、法律と条例の関係など</p> <p>国際的地球規模の環境保全については、条約等純粋に国際公法の分野に属するものは除外すべきで、同様に純粋に環境刑法に属するものも除外すべき。都市計画、景観、歴史的環境の保全については、出題しやすい分野として採用可能であるがその採否はさらに検討すべき。</p> <p>社会的なニーズや重要性は否定できないものの、法科大学院における当該科目の単位数の一般的状況からすると、継続的に適切な出題が可能かどうか、また、関連法令が多岐にわたるので、どのように範囲を設定するのが適切であるかについて、さらに慎重に検討する必要がある。</p>

		<p>いたずらに細かな知識を要求することは、将来の法曹が環境法に対する基礎的理解を共有するという目的に反し、さらに持続可能な循環型社会にむけて制度改革に取り組んでいく意欲をそぐ結果となる危険がある。したがって、論文式試験として実施する際には、受験生に対し、環境法の体系的理解と基礎知識、条約等の国際的動向、生態系保護と人権救済における現状と課題を中心とする等、その範囲をある程度具体的に例示することが必要。</p>
--	--	---

受験者の負担などを考慮して範囲を限定する方向で検討すべき。

科 目	意 見	件 数	具 体 的 な 意 見 の 内 容
消費者法	賛 成	1 2 0	<p>裁判所に係属している事件の比率や、各地消費者センター、国民生活センターに寄せられている消費者被害の膨大さを考えると、消費者法を選択科目にする必要性は、国民側の要請として極めて強い。司法改革が国民のための改革であるとするれば、消費者法を選択科目に含めないというのは背理。この分野の裁判例は、他の選択科目と比べても飛びぬけて多いのであり、それだけ現実のニーズがある。消費者法に精通した弁護士は、国民が期待する存在。</p> <p>訪問販売などの悪質商法やマルチ商法などによる特殊販売被害を始め、クレジット被害、食品や製品の安全の問題、投機利殖商法による被害、欠陥住宅問題、多重債務問題、談合等の不公正な取引の問題、不当表示の問題、医療サービスにおける被害、宗教被害、インターネットの爆発的普及に伴う電子商取引トラブルの増加が指摘され、現実に各地の消費生活センター等の相談機関への消費者相談数は増加の一途をたどり、2002年度の消費生活相談件数は83万件を超え、また、多重債務問題では全国の自己破産件数が20万件を超えるという事態に陥っている。消費者問題は深刻化・多様化し、一般市民が消費者トラブルに巻き込まれる事例は極めて多く、あるいはいつでもその被害に巻き込まれるような状況にある。したがって、市民の消費者被害が法と正義によって救済されるための司法的な救済体制の充実が極めて重要である。要するに消費者被害を受けた市民が気軽に相談ができる身近な法律家が必要であるし、更にその被害を法と正義にのっとなって回復してくれる機関（裁判所・ADR）が必要であるが、その構成員は当然、消費者問題の背景や構造を十分認識した法曹でなければならない。司法制度改革審議会意見書は、司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹がいわば『国民の社会生活上の医師』として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することが必要である。」と述べている。これは、まさに消費者被害事件のような市民生活で日常的に起きうるトラブルについて、市民に身近な弁護士が「町医者」のように相談を受け、事件の解決を行うことが期待されていることを示している。法科大学院での教育内容の基本的理念を充足するためには、消費者問題を扱う「消費者法」の講義が不可欠であるといえ、その「教育内容との関連を確保」するために、新司法試験においても「消費者法」が選択科目とされることは必ずである。「消費者法」という具体的な法律があるわけではないが、一定の背景と構造によって発生する消費者問題を解決することを指向するのが「消費者法」であって、そこにはおのずと内容範囲の限定が伴うのであって、選択科目としての適性は十分にある。逆に、消費者問題の解決を正面から取り上げた立法も多く（消費者契約法、割賦販売法、特定商取引法、製造物責任法など）、また、相互の関連についても議論されているところであり、専門性も高く、科目として適当である。また、消費者法は民事、刑事、行政の各法領域にまたがり、また実体法と手続法との両面からの考察を必要とする分野であって、民法や民事法といった科目の中で出題すれば足りる内容ではなく、かえって総合的な法律知識と応用能力を試す試験科目として独立した「消費者法」を設けることが適当である。</p> <p>消費者法への理解は単に企業に対しする消費者保護運動に参画する法曹を養成する上で重要であるばかりではなく我が国企業が国際的な市場ルールを遵守しながら発展していく上でも極めて重要である。また検察官や刑事裁判官においても紛争が拡大するであろう消費者保護法令違反事件への理解は不可欠である。いかなるタイプの法曹を養成するにしても、もはや消費者法の体得は不可欠である。</p> <p>消費者問題は、最も生活に直結した問題であり、法曹とりわけ弁護士がまず直面する問題領域である。このように、消費者問題が国民生活に直結しているにもかかわらず、各地の弁護士会のなかでも消費者委員会を中心とした一部の弁護士がその対応にあってるのが現状である。</p> <p>司法制度改革審議会意見書によれば、司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹がいわば『国民の社会生活上の医師』として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することが必要である。」というのであって、「国民の日常生活」における法の浸透が極めて重要であり、そのために「国民の生活上の医師」たる法律実務家が必要である。このような司法制度改革の趣旨、目的からすれば、国民が日常的に生起する問題について、的確に対処できる法律実務家の養成が必要不可欠とされていることは明白である。消費者問題はまさしく「国民の日常生活」あるいは「国民の社会生活」において日常的に惹起する法律問題であり、これを解決するための法領域が「消費者法」であることは論を待たない。いわゆる企業法務を前提においた科目に大きな比重が置かれ、個々の国民の日常生活に関わる問題への対処を旨とする科目が軽視されており、司法制度改革の趣旨、目的に大きく悖る結果となる。真に国民の日常生活に根ざした様々な問題を解決するに足りる「国民の生活上の医師」たる法律実務家であるためには、「消費者法」に精通した法律実務家の存在が必要不可欠である。新司法試験の科目から「消費者法」を排除すること</p>

は、このような意味での法律実務家の必要性を消極的ではあっても否定するものと言わざるを得ないが、それに止まらず、司法制度改革の本質をゆがめ、単に企業のために安価で有益な法律実務家を養成する制度に成り下がってしまうという批判を甘受せざるを得ない。『消費者問題』の複雑化、多様化は止まるところを知らず、今般、ますます消費者トラブルが増加している現実（全国の消費者相談件数は100万件を突破するのは時間の問題である）を踏まえれば、これらの諸問題を解決するための「消費者法」についての「実務的な重要性や社会におけるニーズ」が極めて大きなものであることは明らかである。また、現時点での科目開設状況を過度に評価するのは本末転倒である。どのような科目開設が法科大学院の教育内容の趣旨から望ましいかという視点から検討がされるべきである。現状ではほとんどの法科大学院で「消費者法」関連の講義が開設されており、他の選択科目候補に比してもそん色がない。「消費者法」の体系化も学者・研究者の努力によってかなりの成果を上げてきており、「消費者法」の内容と範囲が明確でないという批判は当たらない。

消費者法は市民生活にもっとも密着した法であり、これからの法律家にとってもっとも必要な法律知識である。

消費者は安全で公正な生活権を保障されているのに、試験科目から除かれれば消費者関連法規を専門にする人たちが育たないのみならず、消費者苦情を公正に判断される機会も失われるのではと懸念している。

消費者問題に詳しい法律家の養成と、消費者の視点でものを考える法律家が司法の場に増えることが急務である。市民の身近な、活用できる司法にするためには、市民の主張や受けた被害の回復を手助けする法律の実務家、消費者問題を扱う法律家の増員が不可欠であり、それも、市民としての意識、生活実感を持ち、消費者の視点で法律判断のできる法律家を望んでいる。

ヤミ金、詐欺まがい商法等で、善良な一般市民が多大な被害を被っている。それを救済する法曹の数が足りない。

実務法曹の中で「消費者事件」を取り扱う弁護士の割合は、貴委員会が選択科目として選定した各科目に比べてもはるかに多い。消費者事件は、分野により特定商取引法、割賦販売法、利息制限法、貸金業規制法、出資法、金融商品取引法、消費者契約法等の特別法が多数関与する分野であり、特別法に関する研さんが必要な法分野。その一方で、分野が多岐にわたるため、講学上の「消費者法」の外延を画することは必ずしも容易ではないが、他方、消費者という特定依頼者（ないし相手方）の属性や、消費者事件におけるいわゆる悪質商法の手口に関する共通性、証拠の偏在を前提とした立証の工夫等に関する共通した知識や実務家としての技術が求められる分野でもある。その意味で、「消費者事件」という分野は厳然として存在するのであり、また、「消費者法」の教科書や消費者問題事件に関する実務書が多数出版されているところでもあり、法科大学院においても、「消費者法」の講義を採用する大学が存在する。貴委員会の選定する「選択科目」は、企業、特に大企業のニーズに偏りすぎている。今回の司法制度改革の趣旨が市民の司法アクセスの促進である以上、消費者事件に精通した法律実務家を多数養成することが必要である。

民法法理の変容が、商法とは異なった形で発展している分野であり、法曹となるべき受験生が、法の多様性を学び、価値観を標準化することができる科目。また、消費者法の分野の素養を持つ法曹の育成は、広く国民に良質な法的サービスを提供できるようにするという、司法制度改革の趣旨にも合致する。そして、必ずしも特別法の知識の有無を問わない出題をすれば、法科大学院における教育内容をいたずらに微細化させることもなく、受験生の負担を過当に重くすることも避けられる。

今般の司法制度改革では「自由と公正を核とする法（秩序）」が、あまねく国家、社会に浸透し、国民の日常生活において息づくようになることが目的とされ、21世紀の我が国社会の法曹には「国民の社会生活上の医師」として法的サービスを提供することが期待されている（「司法制度改革審議会意見書」）。したがって、法曹実務家の資格試験である新司法試験の選択科目もこの期待される法曹の役割に直結する科目であることが要求される。そして「消費者法」はまさにこの法曹の役割に直結する科目である。消費者法を知らなければ、国民の日常生活、社会生活に密着した法律問題の解決はできない。今回の選択科目候補8科目からは「消費者法」は外され、企業法務や事業者側の法律問題の解決に必要な科目がほとんどを占めている。この科目設定では「国民の日常生活」「国民の社会生活」上の法律問題の解決は置き去りにされ、今般の司法制度改革で期待される法曹を国民に供給することができず、改革の目的は達せられない。すなわち、新司法試験の科目から「消費者法」が排除されることは、畢竟、これを法科大学院で学ぶ者が減少し、「消費者法」が軽視され、これに精通する法律実務家が不足することになり、その結果、これからさらに国民のニーズが高まる一方であるにもかかわらず、問題や紛争の解決において消費者（あるいは被害者）の視点から国民の権利、利益の擁護、確保を担う法曹が十分養成されず、国民の利益を大きく損なう事態になることが真剣に危惧される。消費者法についてはその範囲の不明確性が指摘されているが、消費者被害をいかにして法と正義によって回復するか

		<p>という視点から「消費者法」という分野が形成されてきているし、民商法、倒産法、競争法等の他の法分野と重複する部分もあるが、消費者問題という視点からの切り口もある。また、消費者法固有の法律として特定商取引法・割賦販売法・出資法・貸金業規制法などという実務的に極めて重要な多数の法律もある。よって、「消費者法」は選択科目の適格性も十分備えている。</p> <p>事後救済型の社会において事後的救済が必要とされるのは、経済的或いは社会的な弱者。それは消費者であったり、優越的地位の業者に対する他方当事者。そうであれば、司法制度改革では、このような事後救済の必要な者のための視点が必要。</p> <p>今や消費者法は、訪問販売や割賦販売、製造物責任、インターネット取引、医療過誤、金融・投資問題など極めて守備範囲が広く、それらを極めることは司法にとって必要不可欠。消費者法が極めて守備範囲が広がったこと、指定商品制度や要件などが細かく煩雑で、専門的に分化していること、及び消費者を守る法の精神を理解してほしい。</p> <p>消費者問題は、国民すべての問題であり、生存権にかかわる重要な問題。消費者と事業者の格差を踏まえ、現代の消費者問題の発生を少しでも抑制するとともに、セフティーネットとして被害救済を図ることが社会的に重視な課題となっている。消費者被害が救済されない場合は、社会経済の安定を揺るがす事態となる。こうした消費者問題を理解し積極的に関与するため消費者法を専門とする弁護士等の法曹家が必須となっている。</p> <p>国民の多くが自分の権利に関し司法的救済を求める場面として考えられるのは、日常生活関係に関する紛争に巻き込まれた場合である。すなわち、消費者として日々の生活の中で経済的な法律関係を結ぶ際のトラブルの問題である。現在、このような場面を規律するため多くの特別法が制定されているが、こうした消費者保護に関する法は、伝統的な市民対当を前提とする私法理念ではなく、現代型の企業対消費者という対等でない当事者間の存在を前提として作られている。こうした伝統的でない法律に関しては、新たに専門的な学習・研さんが必要であって、その結果の確認のために試験を設ける必要がある。真に、市民に期待され、実際に役に立つ法曹を育てるためには、消費者法を専門に習得した法曹を多数輩出する必要がある。</p>
反対		<p>消費者法の分野は広いことから 独立の試験科目とすることは技術的に困難であり、また受験生の負担増を招くことになるので、選択科目に加える必要はない。</p>
その他		<p>試験科目としての民事法において学力を試す場合には、より基本的な部分についての知識及び応用力を試すことになると予想されるので、消費者法プロパーの分野がかえる固有の問題については、それが重要と判断される場合、選択科目としてすくい上げておく必要がある。具体的な方策としては、例えば、「消費者契約法」、「特定商取引法」、「割賦販売法」、「製造物責任法」、「出資法」のような法律を消費者法として科目設定し、選択科目とする、あるいは、「独占禁止法」及び「不正競争防止法」の不正な取引方法の中には、消費者法的な観点からは同様に重要な問題が含まれているので、経済法と消費者法をドッキングさせるような科目設定をすることも考えられる。</p>

科 目	意 見	件 数	具 体 的 な 意 見 の 内 容
法 社 会 学	賛 成	5 2	<p>新司法試験に法社会学が選択科目として加えられるべきである。理由は、何よりもこれからの法実務家にとって法社会学の素養を身につけることが必要であるからであり、法の役割が大きくなり、人々の生活に法が深くかかわる時代においては、社会や人間についての知識を法律家が持たないことには、法は実効的なものとならないばかりか、無用の摩擦を引き起こすことにもなる。法科大学院においても、少なくとも39校で2単位以上教えられ、3科目ないし6科目教えている大学も少なくない。</p> <p>法社会学が法実務家にとってこれから一層重要な基礎的素養となることは明らか。まず何よりも、法社会学は、法実務そのものを実証的に研究することによって法実務の在り方を検証し、その改善の方向を示しうるものである。心理学や社会学、経済学や政治学の知識を法学が総体として取り込んでいかなければ、法は社会の高度のニーズにこたえる実効的なものとはならないということがあり、法社会学はこうした隣接科学を法学の中に取り込む重要な窓口となっている。法実務を発展させ、法学の学際化を進めて、社会のニーズにこたえていくために、法社会学の科目を新司法試験に加えていくことが必要である。法社会学関連科目の開設状況はより大きな広がりを見せている。ここ20年ぐらい、法社会学を専門にする研究者も増え、主要な大学で法社会学が教えられていく中で、急速に学問としてのコアが形成されつつある。同時に、全国的に法社会学科目を担当する教官の間で、教育的観点から、学生に教え、学ぶべき事項について、意見交換が行われ、必要な調整を進めることについて議論し、その努力をすることが確認されている。また、「基礎法学総合」という試験科目を設けて、法哲学、法経済学等とともに法社会学から出題し、学生が複数出題の中から2問を選択するという形式も可能である。新司法試験が、法科大学院設立の趣旨からも、知識修得型の教育ではなく、実務に出て直面する様々な問題に、社会と人間との深い理解を持って、創造的に取り組んでいける、そうした法曹を養成するという趣旨に沿って行われる、その教育を支援し、その勉学を確認するものであれば、過剰な標準化はむしろ有害である。与えられた知識を答案に書き写すような試験ではなく、自分の頭で考え、実践的な答えを出していく、そうした総合的な思考力を試す試験であるためには、「法律科目」だけに偏った選択科目ではなく、まさに法を社会の中に置いて学生に考えさせる法社会学を試験科目として設定することが必ずである。</p> <p>法律科目に偏った試験科目の設定では、法科大学院における望ましい学修状況を生み出すことはできない。新司法試験のハードルの高さは、以前ほどではないにせよかなり高いものとなって、学生の学修における試験科目以外の学修を回避しようとする志向は、旧来の司法試験の時の状況と変わりはない。同時にこのままでは、学生の学修姿勢はもとより、法科大学院という組織のレベルで卒業生の合格率の確保のために基礎法・隣接科目でかん養されるべき素養に必要な本格的な教育の取組に対して、「試験科目の学修時間の確保の邪魔にならないように」などという有言・無言の圧力が発生し、選択必修科目として位置付けられてはいても、その教育の内実を骨抜きにさせようとするような同僚からの圧力が発生する構造が生まれる可能性さえある。また、法社会学でかん養される能力は、司法制度の健全性の担保に重要である。法曹に求められる重要な能力として、犯罪や紛争に対して現にある法を適用し法による正義を実現するという能力だけでなく、法制度全体や法制度にかかわる様々な場面を適切に分析、理解し、その仕組みを改善する具体案を論じ、そうした改革を実践していく能力があることに異論はない。上述の点については、法科大学院の設置基準において、基礎法学・隣接科目群が必修選択科目として2科目4単位以上を履修することが求められ、その代表的な分野である法哲学・法理学・法社会学・法制史・外国法などがほとんどすべての法科大学院で開講されることになっていることと無縁でない。</p>

科 目	意 見	件 数	具 体 的 な 意 見 の 内 容
法と経済学	賛 成	5 0	<p>実社会は特に経済は非常な発展をとげ、グローバル化時代に突入し、財務省でさえ实体经济を把握しきれないといわれている。その時代において、司法は更に重責を負われ、いかに客観的かつ公平に訴訟を把握するか、そのシステムを開発し、柔軟に対応すべき。個別実定法は基本的なものだが、更に複眼的に吟味する工夫が不可欠になった現状では、「法と経済学」の観点はより実社会に対応するべき司法の有益な手法と考えられる。</p> <p>「法と経済学」は、海外、とりわけアメリカにおいては、単なる基礎法学の一分野ではなく、法解釈学研究においても、立法政策論においても不可欠の知識となっている。日本では、法曹の経済学的分析能力は極めて貧乏なものがあり、このままでは、日本の法学研究並びに法実務は国際社会の動向から完全に孤立してしまうおそれがある。日本の法曹への「法と経済学」の定着度は、極めて低いものがあるが、アカデミズムにおいては、昨年発足された「法と経済学会」がこの問題を克服すべく多くの経済学者、法学者の参加のもとに、活発な活動を展開しつつある。教科書についても、体系だった教科書が発表されつつあり、新司法試験実施時期には、更に充実した体系書が多数出版されることが予測できる。「法と経済学」は、他の基礎法学分野や法解釈学の多くの分野と比較しても、最も客観性のある、それ故に試験科目としてなじむ性格の学問分野。</p> <p>世界の学界において「法と経済学」は確固とした学問領域として確立している。立法に経済メカニズムの知識が必要なのももちろんだが、微妙などちらに転んでもよいようなケースでの判決も実は重要な裁判規範を作っている。裁判に携わる法曹の人々が、判決がインセンティブに与える効果を無視することは問題だが、経済学を学ぶことでそれが防げる。「司法試験」のみに関心を集中する風潮は必ずしも好まないが、選択科目に「法と経済学」が含まれることにより、多くの法曹が法と経済メカニズムの重要な関係に目を開けば、日本の法制度、その運用、そして法意識が大きく恩恵を受ける。</p> <p>立法や判決が社会に与える影響を経済学で分析・推論することは、実務法曹にとって必ずの素養。実務法曹にとっても、他の基礎法学分野や法解釈学の多くの分野と補完しあう論理的思考のベースになると確信する。</p> <p>経済学のツールを知らずに、法律の議論をしても、合理的な社会制度を設計することはできない。</p> <p>「法と経済学」は、主要先進諸国はもとより日本においても学問研究分野として確立されているばかりでなく、実務法曹の諸活動を支援する方法論として実用段階にある。激動する日本の社会経済文化において、個々の法的ルールが個人や企業の行動にどのような影響を与えるかの理論的分析と実証的検証なしには、望ましい法的ルールの選択や法改正の方向性を定めることができない。「法と経済学」は、契約法、不法行為法、刑法などはもとより、法学研究のほとんどすべての分野において有用であると共に、法曹実務にとっても必要不可欠な学問である。「法と経済学」は、法制度設計に際して合理的な選択を行う上でも、裁判による権利の保護と法の実現を図る上でも、さらには現代型訴訟などのように裁判を通じての法創造を合理的に行う上でも、有用で強力なツールを提供する。</p> <p>「法と経済学」は、日本において既に学術研究分野として確立されているばかりでなく、実務法曹の諸活動を支援するツールとして実用段階にある。個々の法律が個人や企業の行動にどのような影響を与えるかの分析なしには、望ましい法律の制定や改正の方向性は定められない。ミクロ経済学等の手法を用いて現行の法律の経済社会活動に及ぼす効果を具体的に分析する「法と経済学」の手法は、法科大学院でもっとも必要とされている学問分野の一つ。「法と経済学」は、契約法、不法行為法、刑法などはもとより、法学研究のほとんどすべての分野において有用であるとともに、法曹実務にとっても広範な活用が可能と見込まれている。「法と経済学」は、法制度設計に際して政府の説明責任を果たす上でも、法廷で展開する法解釈論を理論武装するうえでも、有用で強力なツールを提供する。特に先端的・国際的なビジネスにかかわる企業の法実務に携わる実務法曹にとっては、諸外国との交渉等において有用かつ必ずの素養であり、その養成を担う法科大学院においても、重要な教育上の意義を果たすものと位置づけられる。アメリカにおいては、ロースクールでの「法と経済学」教育が定着。法が市民や企業の活動にどのような影響をもたらすかを「法と経済学」のツールを用いて分析し、その知見を踏まえて立法政策担当者が制度設計を行い、また判事、検事及び弁護士が法廷で解釈論を展開するためにも、「法と経済学」は実務法曹にとって必ずの素養であり、また便利で実用的なツール。</p> <p>ボーダーレス社会において、わが国が国際的に求められている責務を果たしていくためには、できるだけ多くの法曹家が経済学の素養を持つことが不可欠。これからのボーダーレス社会の中で国際的な責任を果たしていくためには、経済活動という世界</p>

中に普遍性を持つ活動と、それぞれの社会固有の制度の間の折り合いをつけることが最重要課題。そうした国際社会と国内社会の関連に関する理解を持つことが、これからの法曹界を率いている人々には強く望まれ、そうした素養を要請するためには「法と経済学」が不可欠な要素。

単に、経済取引の仕組みとして専門的な知識を持つことだけでなく、経済取引の実情を客観的にとらえられるものの見方も養う必要がある。そのためには、司法に携わる者には、法学の見方だけでなく経済学の見方も身につけておくことが必ず。

米国の一流と呼ばれるほとんどのロースクールでは「法と経済学」が教えられ、これを駆使して法・判例を分析・評価する教育が定着している。法と経済学の分析道具が、法・判例の分析・評価に絶大な威力を発揮することは、既に米国における研究・教育の経験から十分に実証されている。法曹教育においては、法解釈学を中心とした従来型の教育の重要性を否定するものではないが、専門的な知識を身につけるとともに、幅広い視野を持った、真に社会に役に立つ健全な法律家を育成するには、判例の規範効果を体系・統一的に分析することのできる「法と経済学」の発想に触れることは不可欠。

今般の司法改革は、欧米先進諸国と比較しても法曹数が絶対的に不足し、法律コンサルティングサービスの貧弱さや裁判の遅延が国際的ビジネス競争の大きな足枷になっているとの現状を踏まえて、早期キャッチアップを図るべく、推進されているはず。米国制度に範を垂れた法曹養成制度を導入した以上、米国ロースクールに学びながら早期にカリキュラム・教育メソッド整備を実現するため、政府が適切に誘導していくことが、必要かつ有効。米国では、上位15校のロースクールすべてにおいて「法と経済学」が講義科目として開講されている。このような現状にかんがみれば、新司法試験がその適切な呼び水となるためにも、「法と経済学」は論文式筆記試験における独立した選択科目として選定されることが、不可欠。

商法、破産法、銀行法、預金保険法、証券取引法、特許法など、今日注目されている経済法の分野では、法律と経済取引の相互関係を理解することは不可欠。このため、立法や判決が社会に与える影響を経済学の観点から理解することは、将来の裁判官、弁護士、検察官にとって必須。

21世紀の日本社会では、ボーダーレス社会の一員として、様々な法的課題を解決することが求められる。こうした事態に適切に対応しうするには、国際制度と国内制度の相互関係に関する理解力を有する法曹人材の供給が不可欠だが、そうした人材を養成する上で、制度の異なる国際社会においても普遍的判断基準を有する「法と経済学」の素養と識見が不可欠。

「法と経済学」の知識は、法律が実社会においていかに機能するかを正確に説明するという基本的な機能を持っている。同時に、何が「良い」ことであるかの基準を厳密にすることで、規範的な観点から、法曹の実務において首尾一貫した解釈を与えるのに有効な手段。

技術革新が目覚しく、立法者の想定できない事態が続出する分野に対応していくには、立法論のみならず実務的な法解釈にあっても、「何が法的正義であるか」について、法学以外の知識も借りることが得策であり、また必要である。このような視点を提供できる学問は、社会学・政治学・経済学・コンピュータ科学・認知科学など、多方面にわたると思われるが、隣接科学でありアメリカなどでは確立した学問領域となっている「法と経済学」は、もっとも身近で有力な方法論。新しい法分野においては、解釈論だけですべてを律することはできず、立法論との交錯が生ずること、その際には学際的な理解（とりわけ「法と経済学」）が有効であることを示唆している。

立法論も、法曹の重要な任務である。特に法曹数を増加させる司法改革においては、法曹の立法への進出を想定した試験科目を設定すべきである。その観点では法と経済学は特に重要である。実務法曹にとって重要なのは、条文の解釈ではなく、事実認定と価値判断である。法理論と実務のレベルをアップするには、法曹の発想を変えなければならない。解釈法学ばかりでは、前進はない。アメリカの法曹は、ロースクールに入学する前に、他の学問を学ぶので、法律学の授業でも、経済学や社会学の素養をふまえており、これが法律家の判断にとって、重要な基盤になっている。

法的ルールが「個人や企業等の諸活動」にどのような影響を与えるのか、「紛争の発生を未然に防止」し、「紛争が発生した場合」に「適正・迅速かつ実効的な解決・救済」を実現するためには、どのように立法し、又は判決すべきであるのかについての、分析・判断するためのツールを提供する「法と経済学」は、法曹にとっての必須の素養。新設された各法科大学院が、米国ロースクールの「教科内容等」にも学ぶように新司法試験制度が誘導することは、米国型法曹養成制度構築に向けて早期のキャッチアップを果たす上で必要。

立法はもちろん、裁判所による判決は当該紛争に係わることのみならず、その後の紛争や人々の経済・社会活動にも影響を与えるという意味で国家の「政策」。政策はその直接的な効果だけではなく、間接的な派生効果をも考慮すべき。立法はもちろんのこと裁判所の判決など、これら法政策について、「法と経済学」を用いることによ

りこれらの直接・間接的な効果を分析し、明確な指針を与えることが可能となる。

これまでの立法や司法の場における論理構成には、当事者間の利害調整に重点が置かれがちだったが、法律や判例は第三者の行動の大きな影響を及ぼす可能性が大きく、そうした社会的影響については、経済学の理論や実証分析の手法を用いて分析・推論しなければならない。

予定されている「経済法」や「知的財産法」は確かに重要だが、それはいわば応用分野であり法を経済的に分析するという原理的な理解がない限り上滑りなものとならざるを得ない。

新しい時代の多様なニーズに即応した高度な法律専門家を要請するため、できるだけ普遍的で、各種個別法分野にとられない実用的な科目をも網羅していくことが必要。新しい法曹養成制度において、どのような素養を身に付けさせることが社会的に適切か否かを考えるに当たって、一定の素養の教授を期待されている教育機関がその科目の講座を置いたかどうかが基準になるというのは、倒錯した議論。法曹として必要な資質については、もともと司法試験で問うことが必要なはずであり、そのようにして決定された科目を教育機関である法科大学院が斟酌して教授科目に加えるというのが想定される通常の決定のプロセス。現代的な課題に関する企業法務をめぐる戦略的な法的関係を分析するに当たって、組織や契約の役割を実証的に分析する法と経済学はきわめて有用な役割を果たす。知財、労働、行政などの現代的紛争解決に当たって、法の適用が当事者や、第三者にもたらす影響を精密に分析する法と経済学は、これまでの解釈論に基礎付けを与える。交通事故をはじめとする不法行為法の分析に当たっても、責任の分担の在り方が事故の抑止に与える影響について、法と経済学は客観的な分析が可能である。法と経済学的な分析を、個別実定法の体系に取り入れていくことには、方法論が横割りの普遍的であることから、無駄が多く、米国がそうであるように、独立した学術分野として認知していくべき。法と経済学については、法曹実務でも有用性が認知されつつあるが、法科大学院での位置づけを促進し、法曹の質を高めるという政策的な配慮の上でも、早期に選択科目として導入する意義がある。

法の分野を超えて、また法政策論のみならず解釈論に対しても有益な分析の手法を提供することができる。法と経済学は、権利の明確性、取引費用、独占の弊害などの諸要素を実証的に分析し、利害得失を提示する。米国を中心として、法と経済学は、国際的なビジネスにかかわる法曹の常識となりつつある。金融取引、通商、知財設定をはじめ、諸外国との交渉においては、日本の法曹が法と経済学の基本的な素養を備えることによって初めて、対等でより発展的なビジネスも可能となる。より汎用的で実用的な解釈の指針を、民事、行政、刑事等の分野を問わずに示しうるため、より使いやすく、第三者にもわかりやすい、新しい時代に即応した法サービスモデルの構築を支援することができる。

科 目	意 見	件 数	具 体 的 な 意 見 の 内 容
刑 事 政 策	賛 成	2 8	<p>昨今の犯罪情勢に法曹家としての確に対処するため、刑事司法を真に生きた、生身の人間を対象とする活動分野とするため、「刑事政策」は必要にして有効な科目。</p> <p>今日、刑事司法の在り方が議論され、国民の関心も高まっている。また、凶悪犯罪の増加、少年犯罪対策、さらには犯罪被害者への救済など、刑事政策の重要性はかつてないほど高まってきている。そのような中で、「刑事政策」は法曹として国民へのリーガルサービスを提供していく際、必要となる。</p> <p>司法試験の選択科目にならなかった科目は、法科大学院の中では、次第に自然淘汰されていくことが危くされる。そのため、刑事政策が選択科目とならなかった場合には、現在の法科大学院では、刑事関係では、刑法と刑事訴訟法しか教えられないことになり、刑法の理論や解釈、刑事手続には詳しくても、犯罪原因や犯罪者の処遇といった知識を持たない法曹が、法廷で犯罪及びそこにかかわった人々と向き合うことになる。刑事裁判にかかわる者は、判決後の被害者の保護や加害者の更生(矯正・保護)についても十分な見識をもっている必要がある。被害者、矯正・保護などを含めた広い意味での刑事政策を法科大学院で教育することが、今般の司法改革の趣旨にも合致する。</p> <p>わが国の犯罪状況は、いうまでもなく深刻化の一途をたどっており、合理的で有効な犯罪対策の必要性が高まっている。刑事政策は、わが国では、伝統的には刑法や刑事訴訟法の補助科学という扱いを受けてきたが 現在では総合科学という性格を持ち、刑法や刑事訴訟法の機能も、刑事政策の対象(とりわけ、刑事司法論)として考察されるようになってきている。刑事政策の知見に依拠して、公共政策の視点から犯罪を検討し、その対策を考えることが切に求められている。最近の発展に照らしても、被害者支援と修復的司法、少年法改正、触法性精神障害者の問題、経済犯罪、組織犯罪対策、外国人犯罪などは、刑事政策学の知識無くしては対応できなかった問題。</p> <p>刑事司法に携わる法曹、とりわけ刑事裁判官、検察官にとって、犯罪学、犯罪者処遇法、刑罰の在り方についての知識は必ずのもの。とりわけ、被害者への配慮、犯罪防止に必ずである犯罪者の更生に何が必要なのかについて十分考察しうる素養が必要。</p> <p>今回の案では、刑事法関係の選択科目が一つもない点でバランスを欠いている。昨今の少年犯罪や凶悪犯罪の増加傾向に伴い、刑事事件に対する国民の関心は高まっており、裁判員制度の導入に伴って刑事法への関心が一層高まることが予期される。このような状況にかんがみると、刑事法関連に詳しい法曹の養成は不可欠。</p> <p>社会が多様化、複雑化、国際化する中で、犯罪も増加、凶悪化、ボーダレス化しており、これらの犯罪原因を究明し、犯罪を鎮圧、予防し、犯罪者の社会復帰のための処遇、被害者の救済などを対象とした刑事政策が選択科目として採用されることは、司法改革の目的にも沿う。</p> <p>刑事政策学は、犯罪行為者の行動とともに刑事制度の作動を科学的に分析し、合理的な犯罪対策を検討する学問領域。その対象には、犯罪化・非犯罪化を含めた立法の問題や近年関心を集めている被害者の問題もあるので、刑事政策学は、裁判官だけでなく刑事制度にかかわる法曹に、実務上不可欠とされる基礎的な知見を提供する科目。刑事政策学は、従来司法試験の試験科目であったということから、その科目としての範囲の明確性や教育内容の体系化・標準化に関しては全く問題はない。</p> <p>刑事政策は、選択科目が廃止されるまでの間、司法試験選択科目として実施されてきた経緯があり、大学学部・法科大学院においても多数校が刑事政策・犯罪学などの科目を開設している。犯罪者の社会復帰の促進・行刑改革に対して法曹の果たすべき役割は、現在のところそれほど大きくはないが、これまでいわば「無法地帯」といわれてきた行刑の場にも法曹が関与し、よりよい行刑・刑事施設の発展に寄与することは重要。特に、行刑関係国陪訴訟は、原告・被告を問わず、刑事政策に対する的確な知識なしには争い得ない。裁判員制度の下では、一般国民が裁判官とともに量刑に關与することが予定されている。このような制度の下では、裁判官・検察官・弁護人は、求刑・情状弁護・量刑における十分な説明を国民に果たすべきことが求められる。一方、被害者支援との関係でも、被害者・加害者の和解、修復的司法(ないしその精神に従った事件処理)が効果をあげるには、犯罪の原因と対策に対する十分な知識が蓄積されている必要がある。なお、刑事政策科目の作成については、憲法・刑法・刑事訴訟法をはじめ、隣接法律科目との融合問題なども検討すべき。</p> <p>『犯罪白書』などの実証的資料の正確な理解や、犯罪の原因と対策、矯正および更生保護実務に関する総合的知見を基礎とした、彼らの思考の柔軟性を評価するための科目設定が求められ、解釈学を補完するための経験科学及び政策学として、従来の司法試験においても実績のある刑事政策を選択科目とする必要がある。少年司法や被收容者の人権に対する、近時の社会的関心の高まりとは裏腹に、わが国では、こうした、いわば「金にならない」問題へ積極的に取り組む法曹の養成に必ずしも十分に成功し</p>

			<p>ていない。</p> <p>「刑事政策」は、刑法解釈と手続法を包含した社会的政策論に通じるものであり、刑事立法論や解釈の総合的能力を試す科目になるし、何より、量刑や犯罪認定の基本的理解力を養う総合的学問である。犯罪認定と量刑に関する理解と論理の構築力は、刑事政策を学ばないかぎり養えないものである。裁判員制度等、司法制度変革の焦点として、量刑問題は、法曹にとっても、市民にとっても極めて重要である。</p> <p>刑法、刑事訴訟法、監獄法、少年法、犯罪者予防更生法など、多くの法分野にまたがっている重要な分野である。最近の若い裁判官、検察官及び弁護士の中には、犯罪者処遇に関する法律、処遇理論及び実際についての勉強不足と見受けられる者が少なくない。このような状態は、一国の刑事司法並びに犯罪者処遇及び犯罪対策を適切かつ強力に進める上で、早急に改善されるべき。</p> <p><u>刑事政策，犯罪学</u></p> <p>刑事政策は学際的な学問であると言われ、国際的な感覚を養成するためには必ずの試験科目である。刑法、刑事訴訟法の連続性の上に成り立つ学問であり、刑法や刑事訴訟法では講義をしない特別法を取り扱う。「安全神話」の崩壊しつつある今こそ、「犯罪に強い国、日本」を構築する上でも、刑事政策（犯罪学）を試験科目に入れて、世間の注意を喚起することも1つの政策ではないか。</p> <p><u>刑事政策，少年法</u></p> <p>選択科目に刑事系の科目がないのは、バランスを欠いている。刑事司法改革（公的弁護制度の充実、裁判員制度等々）、行刑改革（刑事施設での人権侵害への反省とあるべき受刑者処遇の問題等々）、少年司法改革（少年法改正、子供の人権保障等々）など、将来、法曹としてかかわることが大きい諸問題を勉強する科目。</p> <p>研究、教育の両面において学問的蓄積があり、学習対象も明確で、『犯罪白書』などの実証的資料も多数存在し、刑事法に関する知識と理解を客観的かつ公正に評価するには最適の科目である。</p> <p>刑事政策・少年法等についても選択科目に加えられていないが、これらの科目は刑事系科目に関する実務と理論の架橋を図る点からも極めて重要な科目であって、当該科目も選択科目に加えるべき。</p> <p><u>刑事政策，犯罪被害者保護</u></p> <p>犯罪被害者二法が制定され、我が国も欧米に後れてはいるものの、犯罪被害者支援に向けて活発な動きになっている以上、犯罪被害者保護に関する法分野は、これからの法律家に必ずな分野。</p>
少年法	賛成	8	<p>今日の少年非行の状況や、少年非行に取り組む法曹育成の必要性を考えると、当然、選択科目に入れていくべき。</p>

科 目	意 見	件 数	具 体 的 な 意 見 の 内 容
社会保障法	賛 成	5	<p>昨今非常に問題となっている年金制度を初めとして、高齢化社会などの問題が深刻化しているわが国において、社会保障法は必要不可欠な科目。</p> <p>近年、社会保障関連の法的紛争は増大しており、さらに増大することが予測される。司法制度改革が目指す国民のホーム・ドクター的法律家（ホーム・ローヤー）に、社会保障法の知識が不十分では、国民の生活上の紛争解決ニーズに十分こたえられない。裁判における紛争解決はもちろんであるが、それ以前のADRによる社会保障紛争の解決に法曹が果たす役割も増大することが予測される。社会保障法は、学問的には労働法の姉妹領域として、社会法の重要な位置を占めている。むしろ、社会保障は国民生活にとって、もっとも日常的に無視できない領域であり、国民一般（庶民）のニーズは高い。これまで、社会保障裁判を担ってきた法曹（弁護士）は、多くがボランティア的であり、弁護士の社会的責任として引き受けてきた。しかも訴訟を引き受けてから、研究者・学者の協力も求め弁護団の研究会をつくり、社会保障法の勉強をしながら、訴訟に対応してきたのが実情。こうした高い志をもった弁護士の活動は敬服に値するが、今後も社会保障紛争をこのような状態に任せておくのでは、国民の社会保障紛争解決ニーズを充足できない。</p> <p>本年4月に開校された法科大学院68校のうち、「社会保障法」若しくは同科目と内容が重なる「高齢者・障害者問題」や「社会福祉法制」などの科目を開設している法科大学院が、旧国立公立大学20校、私立大学20校の計40校に上っており、特に旧国立大学では、ほとんどの法科大学院で開設されている。生活保護訴訟をはじめ、社会保障関連の訴訟が増加の傾向にあり、社会保障法分野についての知識を有する法曹育成のニーズが高まってきている。近年、年金や労災保険、生活保護など社会保障関連の裁判が増大しており、特に生活保護訴訟については、1990年以降、「戦後第3の波」と称されるほど、増加傾向にある。法解釈にとどまらず、社会保障法関連の法律相談や生活に困窮している人の生活状態に則した政策提言を行える法曹が求められている。社会保障法は科目としての範囲の明確性もあり、教育内容の体系化も整ってきている。</p>
医 事 法	賛 成	5	<p>医事法は医療過誤損害賠償法だけでなく、近年医療安全管理の法制化、刑事処分や行政処分の在り方、さらには先端生命倫理問題や患者の権利に関する立法化等々、広範な領域に広がりつつある。裁判実務においては、民事医療過誤訴訟が年間900件を超える新規提訴、2000件を超える継続事件をうけ、6地裁で10ヶ部の医療集中部が開設されている。医事法の対象範囲・領域については、医療過誤責任論（民事、刑事、行政、雇用）及びいわゆる生命倫理と法を中心とすることで、受験生の学習範囲を限定することが可能である。</p> <p>第1に、医療にかかわる法律問題が近年数多く発生しており、ホームロイヤーとして医事法分野にも対応できる法曹が社会から必要とされている。第2に、医師や看護師の養成課程で医事法分野を教える教員が不足しており、これに対応できる法曹の増員が求められている。第3に、倫理委員会、治験審査委員会、事故調査委員会等に外部委員としてかかわる法律の専門家が不足しており、これに対応できる法曹の増員が求められている。第4に、行政機関の審議会委員等として医療政策の立案を担うことのできる法曹の増員も必要とされている。第5に、これらの課題に対応できる法曹を養成するためにカリキュラムの中に医事法関連科目を設けている法科大学院が多数存在している。したがって、選択科目の中に医事法を設けることによって社会的要請に応えるべきである。なお、医事法が固有の法分野として確立していることについては、その教科書が既に多数存在しており、また日本医事法学会が古い歴史を有することを見れば明らかである。</p> <p>法科大学院で法学未修者コースを設けた理由の最大の理由は、専門他分野の優秀な人材を法曹界に取り込もうというところであった。医学部を持つ法科大学院の未修者コースに医学部出身者が多く入学したが、新司法試験科目に「医事法」が入っていないとすれば、医学部出身の者に何のメリットもなく、ロースクールに医学部出身の優秀な人材をという理念は最初から破たんすることになる。</p>
経 済 学	賛 成	4	

科 目	意 見	件 数	具 体 的 な 意 見 の 内 容
金 融 法	賛 成	3	<p>金融法については、証券取引法（特に開示（第2章、第2章の2）、不正取引（第6章））を中心に、信託・投資信託・資産流動化関係法、金融商品販売法等が実務的・社会的に重要性を増しており、大学院における科目開設状況、教育内容の体系化・標準化も一定程度進んでいる。国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融市場の効率性・公正性確保が重要である。とりわけ、デフレを脱却し、安定的な成長軌道に乗せていくためには、従来の銀行の預金・貸出し中心の金融システムを、価格メカニズムが機能する市場を通じた資金仲介が大きな役割を果たす金融システムへと再構築していくことが必要であり、政府としてもこのような動きを積極的に推進している。このため、複雑な金融商品の組成や債権流動化スキームの設計といった複雑・高度な金融技術を駆使した取引を行う場面、企業の資金調達や役員員の行動等について法令適合性（開示規制、インサイダー規制等）が問題になる場面等において、専門的な法律知識に基づき的確な判断を行いうる人材の必要性が高まっている。こうしたことは、金融技術が高度化・複雑化するなど、金融をめぐる環境が大きく変わる中、我が国経済の国際的競争力を維持する観点からも重要である。日本版金融ビッグバン以来の金融市場の構造改革と活性化に向けた取組の中で、投資家がリスクに見合ったリターンを有する多様な金融商品を自由に選択できるようになりつつある中、利用者が金融サービスを安心して利用できるためには、司法による紛争解決・被害者救済の果たす役割は極めて重要となっている。以上の通り、これまでも金融技術の高度化・複雑化等に対応した法律問題が増大し、司法による紛争解決や被害者救済の重要性が増大しており、今後はその傾向が一層強まると見込まれることから、法曹養成段階においても、我が国金融システムを支える人的インフラとしての法律専門家の供給確保に配慮する必要がある。現在開校中の68校中、ホームページでカリキュラムを公表している64法科大学院について集計したところ、何らかの意味で金融法の科目を開設している法科大学院が48校と3分の2を超える等、金融法についても他の8科目と大きなそん色はない水準となっている。法科大学院のカリキュラムに加え、体系書（教科書）の出版状況について見ると、科目としての明確性や教育内容の体系化・標準化は相当程度進んでいる。</p>
法 曹 倫 理	賛 成	3	
行 政 法	賛 成	2	
基 礎 法	賛 成	2	<p>基礎法分野の科目を設けるべきである。すなわち、法哲学、法社会学、法と経済学等の科目を併せ、選択科目の1科目として「基礎法」を指定すべき。その理由は、国際競争力のある法律サービスの提供に不可欠の素養であること、法解釈を中心とした他科目と相互に影響しながら発展することにより、法的素養を高めることができること、法と政策を結ぶ架橋の役割を果たすことができること、コモン・ロー諸国の法学教育と異なり、体系を修得する法学教育が陥りがちな欠点を基礎科目の修得により補うことができること、隣接諸科学や比較法の観点が取り入れられることにより、日本法の理解を高めることなどがあげられる。</p> <p>新司法試験が「思考力の重視」を考慮要素のひとつとしているからには、「法学・法実務の基礎」というような基礎法・法曹倫理関係の科目も設けるべきである。</p>
	その他		<p>法科大学院設置の趣旨からすれば、多様なバックグラウンドをもった者が法曹となるのが望ましく、選択科目についても、そのようなバックグラウンドを十分に生かせるような科目の設定が望ましい。例えば、法哲学や法制史、法社会学などがあってもよいし、法と経済学などの学際的な科目の設定があってもよい。</p> <p>選択科目の中に政治学、経済学、社会学を含めるべき。法科大学院においては、学部時代に法律学以外の学問を深く学んだ学生を未修者コースに収容し、より深い学識を持った法曹の養成が目指されている。これらの学識を生かすため、法律学以外の分野からの選択科目出題を行い、学部時代に法律しか学んでいなかった学生との差別化を図るべき。</p>
犯 罪 学	賛 成	2	
法 哲 学	賛 成	2	<p>「法哲学」は、ドイツ連邦において現行司法試験科目であり、日本においても明治期には司法試験科目であった。</p>

科 目	意 見	件 数	具 体 的 な 意 見 の 内 容
医 事 生 命 倫 理 法	賛 成	2	医療事故訴訟は年々増加の傾向にあること、また、医事や生命と法秩序とのかかりは、これまで経験しなかったほどに重要性を増してきている。このことから、今日、最もこの分野の専門法曹の育成が要望されている。このため学部においても医事法の科目を設置するところが多く、法科大学院においてもかなりの数に上るものと推察される。
会 計 学	賛 成	2	
政 治 学	賛 成	2	司法は立法、行政とともに政治を構成する要素であり、政治学を学んでおくことは、法曹を目指すものにとって、非常に重要かつ有益。
法 の 経 済 分 析	賛 成	1	
子 ど も 保 護 法	賛 成	1	
女 性 に 関 す る 法	賛 成	1	
ジェンダー 法	賛 成	1	我が国は、21世紀社会を男女共同参画社会として位置付けている。このためには、ジェンダーの視点からの法的秩序付けが不可欠。
犯 罪 被 害 者 保 護	賛 成	1	
社 会 学	賛 成	1	
I T 関 係 法	賛 成	1	急速なIT社会の進展に、司法が十分対応できていないと感じるため。
情 報 法	賛 成	1	
刑 事 学	賛 成	1	
刑 事 総 合	賛 成	1	
刑 事 特 別 法	賛 成	1	盗犯等の処罰に関する法律、暴力行為等の処罰に関する法律、少年法、監獄法、覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反、麻薬特例法、組織犯罪対策法、児童買春防止法、売春防止法、児童福祉法、DV法、爆発物取締罰則、銃刀法、国際捜査共助法等といったもっぱら刑事特有の分野で扱う法律については、以前は、司法試験科目に刑事政策があったため、学生時代にも少しは学ぶ機会があったが、現在では、そうした機会はない。しかし、これらは論点多岐にわたり判例もたくさん出されており、法律学として学ぶ上で、1つのグループを形成できると思うし、検事になるにも、刑事弁護をするにも、重要な知識になると思う。
組 織 犯 罪 関 連 法	賛 成	1	

科 目	意 見	件 数	具 体 的 な 意 見 の 内 容
民事執行・ 保 全 法	賛 成	1	
	反 対		<p>民事執行法・民事保全法を選択科目とすることは適当でない。また、民事執行法・民事保全法を「民事系」の試験科目に含めることも適当でない。民事執行法・民事保全法は、多くの法科大学院において選択科目としての展開・選択科目の一つに位置付けられている。必修科目の民法ないし民事訴訟法の中では、それらに充てられる単位数の限界等から、十分に時間をとって教えることが可能な状況ではない。そうすると、民事執行法・民事保全法を「民事系」の試験科目に含めることは、法科大学院の標準的なカリキュラムで取り扱われていない事項を必須の試験科目とすることになるので、法科大学院の教育を踏まえた新司法試験という理念に反し、司法試験受験者（法科大学院卒業生）にとって過度な要求をすることになる。したがって、民法や民事訴訟法の通常のカリキュラムで触れることが当然に想定される事項（例えば、給付を命ずる確定判決が債務名義となること、担保権の実行が民事執行法に従って実施されること）を短答式の問題の一部に採り入れるといった取り扱いはあり得るとしても、それを超えて、民事執行法や民事保全法の規定の具体的解釈に及ぶ問題を短答式又は論文式の試験で問うことは避けるべきである。他方、民事執行法・民事保全法を選択科目とすることは、これらの法律が多分に技術的な性格を有しており、理論的な観点から問い得る事項が限定されていることなどから、適切な試験問題を作成することが困難であるので、選択科目として成り立たないものといわざるを得ない。</p> <p>執行・保全法については、必修科目である民事訴訟法の試験範囲に含まれるのが適切。訴訟当事者の権利の救済、法的紛争の解決という場合、判決の執行の確保がきわめて重要である以上、訴訟手続を学んだだけでは民事訴訟法を十分学んだとは言い難い。このように執行・保全法が民事訴訟法に含まれるとの立場からすれば、執行・保全法を独立の選択科目として位置づける必要はない。</p>
	その他		<p>選択科目の候補として民事執行法・民事保全法が挙げられていないが、もしこれが、民事執行法・民事保全法を必修科目である民事系科目の出題範囲に含めることを意味するのであれば、問題がある。すなわち、将来法曹となる者にとって民事執行法・民事保全法の重要性は否むべくもないが、他方で、法科大学院の設置基準等をめぐる従来の議論においては、民事執行法・民事保全法は「法律基本科目」ではなく「展開・先端科目」に含まれるというのが一般的な認識であった。また、必修単位数の上限等の関係等からも、現にほとんどの法科大学院において民事執行法・民事保全法を選択科目として位置づけていると思われる。新司法試験が法科大学院課程における教育との有機的連携の下に行われるべきことを定める改正司法試験法第1条第3項の趣旨からすると、現段階において、民事執行法・民事保全法を必修科目である民事系科目の出題範囲に含めることには問題がある。他方、民事執行法・民事保全法を選択科目の方で扱うこととして、倒産法とまとめて1科目にすることも考えられるが、1科目の試験範囲としては膨大になりすぎるため、適当ではない。民事執行法・民事保全法を独立の1科目として選択科目にすることも考えられるが、民事手続法の分野から2科目が選択科目になることには、他分野とのバランスの観点から問題がありうる。</p>
医 療	賛 成	1	
生命の保護 に関する法	賛 成	1	
人身損害 賠償法	賛 成	1	<p>憲法上最高の価値とされている人間の生命・身体が害されるケースは、常時膨大な数が発生している。交通事故だけみても、年間1万人近い人間が死亡し、100万人の人がけがをしている。この問題に対する救済の技術は、国民が最も切実に弁護士に求めているものであり、この分野に対する裁判例も、消費者事件ほどではないにせよ、膨大な数に上る。最近の修習生をみても、自賠法、保険法及び現実に普及している賠償保険・傷害保険に対する知識が決定的に不足している。</p>
経 営 学	賛 成	1	
金 融 学	賛 成	1	

科 目	意 見	件 数	具 体 的 な 意 見 の 内 容
保 険 法	賛 成	1	交通事故や火災保険などの損害保険を扱う必要性はむしろ高まっている。裁判上もかなりの数にのぼり、今後ますます増えてくると思われる。保険は今後の実社会のニーズから必要な分野。
法 制 史	賛 成	1	

科 目	件 数	具 体 的 な 意 見 の 内 容
そ の 他		<p><u>選択科目候補の選定について</u></p> <p>全体として、企業法務科目が多く取り入れられており、だれのための司法改革か疑問を抱かせる科目構成となっていること。司法改革は、町医者のごとく市民生活に寄り添う法律家を養成することを目標に掲げていたはず。</p> <p>刑事系の先端・展開科目や基礎法分野をも選択科目に入れなければ、法科大学院制度の当初の理念がないがしろになる。なぜ、消費者法や刑事系の先端・展開科目（例えば、少年法や刑事学）など、ホームロイヤー向けの科目がないのか理解に苦しむ。とりわけ刑事系の科目がひとつも設定されていないのは、検察官や刑事弁護人の養成を目指す者にとって不利となる。</p> <p>市民弁護士要請のための専門分野が欠如している。具体的には、消費者法、倒産法の中でも自然人（個人）に関する分野、障害者・高齢者などに関する社会福祉関連の法、相続やDVなどの身分関係特有の家族法、医療トラブルに関する法、犯罪被害者・民事介入暴力などへの対処に関する分野、リーガルカウンセリング（法律相談などの相談者依頼人とのコミュニケーション）に関する分野などが欠如。いわゆる社会的弱者の保護、人権擁護の視点からの専門科目が欠如しているということ。また、刑事法分野も欠如している。刑事学、少年法、特別刑法分野、刑事弁護に関する分野、捜査など検察事務に関する分野なども、多様な法曹養成のため選択科目にふさわしい。</p> <p>従来の法学の枠組みにとらわれることなく、「経済」、「金融」、「経営」、「会計」などの社会科学や、「医療」などの最先端科学技術など、実社会の幅広い動きに実務者として対応する上で必要な分野や、「法と経済学」等先進的な学問領域、法曹家としての職業倫理等についても、司法試験科目として積極的に検討すべき。個別法の枠内で解釈論に終始するような、従来の法学教育では、法曹家に必要な素養を与えることは難しい。法学教育に対する発想を切り替え、教育の場においても、また司法試験においても、現実的かつ実戦的な問題設定を取り入れる必要がある。</p> <p>法科大学院における科目開設状況のみを司法試験における選択科目選定の具体的根拠とすることは、適切とはいえない。もちろん、法科大学院における科目開設状況は、科目選定のひとつの材料にはなるかもしれないが、唯一の根拠とはなり得ない。</p> <p>選択科目決定の基準が、具体的かつ特定の形で公開されていない点が、根本的な問題点であり、決定理由を明らうにすべきである。</p> <p>少し民事法（特にビジネス法）関連科目に偏っている。選択科目は、まさに「社会の多様なニーズにこたえ得る多様な法曹を要請するため」に置かれる科目なのだから、より大きな視点から、そしてできるだけ様々な社会的問題をカヴァーできるように、多数の科目を置くべき。現代の問題としては、既に「環境法」として選択科目の候補にあげられている環境問題のほかにも、生命倫理、情報社会などがあるが、そういう問題に専門家として対応できる法曹を育てることも求められている。子供保護法、女性に関する法、情報法、生命の保護に関する法、法曹倫理のような科目を「選択科目」に加えるべき。</p> <p><u>科目数</u></p> <p>できるだけ多くの選択科目を希望する。ただし、各教科の平均点に差が出ないようにされたい。</p> <p>選択科目の科目数が不足している。8科目という限定的な科目数であること自体が、多様な法曹養成を阻害する。</p> <p>法科大学院においては、多様な展開先端科目が開講されており、社会の多様なニーズにこたえる法曹を養成しようという取組がなされている。法科大学院の教育を十分に生かし、社会の様々な必要にこたえる法曹を要請するという目的を考えると、わずか8科目という限られた選択肢では不十分。また、選択科目が少なければ少ないほど、となく負担の軽い科目に受験生が集中し、予備校等による受験指導やマニュアル化といった弊害も生じやすい。</p> <p>すべての大学院で開講されている科目に限定すべきではないか。</p> <p>多くの法科大学院生が当然に履修する科目を中心に考えるべきである。</p>

選択科目の科目数は少なければ少ないほど、受験生間の公平を図りうるとの視点が欠けている。選択科目の数は、四つ程度に絞るべきで、例えば、知的財産法、労働法、倒産法、国際法私法関係程度にしてはどうか。

科目間の公平

各選択科目は、受験生の勉学負担が均一になるように、その出題範囲を慎重に決定することが必要。

選択科目間の負担の公平には十分な配慮をすべきである。負担の公平をはかるための方法としては、出題範囲を限定するという方法のほかにも、複数の問題から選択して解答させる（例えば当該選択科目のコア部分に関する1問は必ず解答、それ以外の部分からは2問出題して1問を選択解答）という方法も考えられる。

新司法試験の選択科目として示された科目群は、いずれも日本社会の変化に対応できる専門性のある法曹を養成するという観点では法科大学院における教育における先端性・科目間の負担の公平をはかるために、問題の一部を選択制にする、出題範囲の限定を行うなどの、方策を図るべきである。

司法試験論文式試験選択科目の難易について、各選択科目間で大きなバラツキが出ないようにすることが必要であり、したがって、各選択科目間で出題範囲をできるだけ実質的に同じになるように調整することが重要。

試験範囲・出題の在り方

実務法曹資格の入り口の段階において必要な基礎的知識・能力を有しているかを試すことに徹すべきという観点から、過度に応用的・技術的な分野は除外すべき。他方、法科大学院における教育が、受験予備校的なものに陥らないためにも、各々の分野の基礎となる理論的問題をしっかりと問うことが必要。また、基礎的問題が、実務においてどう現れているかを問うことも法科大学院・新司法試験制度の趣旨から求められており、このような観点からは、「～を含む」という形式の対象・範囲の限定よりも、「～を除く」という形式の方が望ましい場合が少なくない。

科目間の公平を考えると、選択科目については、事例解析的な問題ではなく、当該科目における基本的な概念や考え方を問うような問題を出題すべきでないか。また、司法試験における学生の負担を考えても、このような出題が望ましいと考えられる。

科目指定に当たっては、出題範囲を明確にすることにより、不要の混乱を生じないよう特に配慮すべきである。出題に当たっては、多量の事例問題を利用することにより、いわゆる受験対策を排除し、受験生の思考力及び問題発見・分析・解決能力を問う問題とすべきである。

選択科目を決定する際にあるいはその後早急に各選択科目の出題範囲についての明確化が行われるべきである。なお、出題範囲の明確化は、必ずしもある一定の分野が含まれる又は除外されるという形でなくてもよい。ある選択科目が複数の分野（あるいは法令）から構成される場合には、「最も重要な分野（あるいは法令）」、「次に重要な分野（あるいは法令）」、「それ以外の分野（あるいは法令）」などの区分を示し、重要度の低い分野は、「基礎的な事項しか出題しない」、「選択問題として出題する」、あるいは「出題されても配点は低いものとする」、などの工夫を行うことも考えられる。さらに、一歩進んで、各科目について「出題方針」を作成し、その中で各科目につき優先的に出題される分野や法令、あるいは受験者がだれでも習得していることを期待される分野や法令などを可能な限り明らかにする、という方式を提案したい。

各選択科目の中で問われる制定法を特定すべきである。

応用性の柱に合致するものとして適切な法律科目と考える。ただ、新司法試験が法曹になる上での不可避のハードルで、なお競争性の高い試験である以上、これらの科目群のもつ学問的性質とともに、試験として問われる面での質及び量にも十分な配慮を願いたい。

各選択科目の具体的出題内容は、原則として、当該科目についての実務法曹としての基本的知識と基本的法的考察能力が備わっているか否かをみるものとし、微に入り細をうがつ学習をして初めて合格点を取ることができる出題は避けるべきである。

法科大学院の教育が、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして構想されていることにかんがみれば、試験問題は、選択科目にあっても、具体的な事例解決を想定したものとされるべきであり、できる限り、実務的な視点が加味されたものとなることが望ましい。

模擬試験

選択科目、また、可能であれば必須科目についても模擬問題のような形で本試験前に発表、実施して問題作成の目安としてほしい。

各科目とも、模擬問題を公表すべきである。

選定期

できるだけ早く選択科目を決定してほしい。

法科大学院との連携

法科大学院はプロセス重視の教育を行うということであれば、大学での成績をも判定時の材料とすべきではないか。

新司法試験の試験内容に関しては、法科大学院の正規教育の修了をもって十分合格水準に達することができるよう法科大学院側の一層の努力が求められる。同時に、新司法試験が法科大学院修了者を念頭に置いた試験であることにかんがみれば、司法試験委員会と各法科大学院相互において、特に法科大学院教育の内容カリキュラムに関する十分な意見交換が必要。

法科大学院での授業の成果（具体的には、単位取得）を重視して評価するという方法もあってよいのではないか。プロセスとしての法学教育の重要性及び先端・応用的科目を法科大学院のカリキュラムで（少人数で）学習することの重要性を考慮すると、いわゆる基幹科目とは異なり、法科大学院での平常の授業での学習成果が何らかの形で強く反映されるような評価方法を採用するという道があってよい。

法科大学院という法曹養成システムは、従来の大学・大学院とは異なり、内容の濃い教育と厳正・厳格な成績判定により行われるものであるから、その法曹としての適性・能力判定は、法科大学院自体の成績判定にゆだねるべきであり、司法試験による加重な試験は法科大学院自体の存在意義を見失うことになるおそれがある。

科目選択以外

ワードプロセッサによる答案作成方式を検討すべき。

おおよその合格者数について、現行試験のみの2005年、現行試験と新試験が併行実施となる2006年意向についても慎重に決定して、なるべく早急に公表してほしい。